

第 5 章 振替投資信託受益権

株式等振替制度に係る業務処理要領 目次

第5章 振替投資信託受益権

第1節	振替口座簿とその記録事項	5-1-1		
第2節	銘柄情報の通知	5-2-1	～	5-2-2
第3節	新規記録手続	5-3-1	～	5-3-2 2
第4節	振替手続	5-4-1		
第5節	抹消手続	5-5-1	～	5-5-2 0
第6節	振替投資信託受益権の併合及び分割に係る手続	5-6-1	～	5-6-9
第7節	信託の併合に係る手続	5-7-1	～	5-7-9
第8節	リコンサイルの手続	5-8-1	～	5-8-2
第9節	超過記録発生時の取扱い	5-9-1		
第10節	総受益者通知に係る手続	5-10-1	～	5-10-3
第11節	振替口座簿の情報提供請求の手続	5-11-1		
第12節	分配金に関する取扱い	5-12-1		
第13節	振替投資信託受益権の取扱廃止時の取扱い	5-13-1	～	5-13-6
第14節	振替投資信託受益権の総口数等の公示	5-14-1	～	5-14-2
第15節	特例投資信託受益権の移行に係る取扱い	5-15-1	～	5-15-5

(参考1、参考2、参考3、参考4、参考5及び参考6) 振替投資信託受益権の新規記録に係る処理フロー

(参考7、参考8、参考9及び参考10) 振替投資信託受益権の交換時抹消に係る処理フロー

(参考11) 振替投資信託受益権の解約時抹消に係る処理フロー

(参考12) 振替投資信託受益権（ETF）に係る新規記録の早期化の条件等

(参考13) 振替投資信託受益権の併合（又は分割）に係る処理フロー

(参考14、参考15、参考16及び参考17) 信託の併合に係る処理フロー

(参考18) 特例投資信託受益権の個別移行に係る処理フロー

第1節 振替口座簿とその記録事項等

内 容	備 考
振替投資信託受益権の振替口座簿とその記録事項等の取扱いは、振替株式の振替口座簿とその記録事項等の取扱いに準じて行うものとする。	(業 273 条及び 274 条) ※ 振替株式の振替口座簿とその記録事項等の取扱いについては、第 2 章第 1 節「振替口座簿とその記録事項等」を参照。

以上

第2節 銘柄情報の通知

内 容	備 考
1. 銘柄情報の通知 発行者は、新たに振替投資信託受益権について信託を設定する場合であって、当該振替投資信託受益権の投資信託契約締結当初に係る新規記録を行う場合には、新規記録日の6営業日前までに、機構に対して、Target 保振サイトにより、次に掲げる銘柄情報を通知する。 (1) 振替投資信託受益権の銘柄 (2) 投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権の総口数 (3) 受託会社の商号 (4) 委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあつては、委託者の商号（当該委託者が適格投資家向け投資運用業（金融商品取引法第29条の5第1項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下、この章において同じ。）を行うことにつき同法第29条の登録を受けた金融商品取引業者（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第11項に規定する金融商品取引業者をいう。以下、この章において同じ。）であるときは、その旨を含む。） (5) 振替投資信託受益権の口数 (6) 委託者非指図型投資信託にあつては、合同して運用する元本の総額及びこれに相当する口数 (7) 信託契約期間 (8) 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所 (9) 受託会社及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期 (10) 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別 (11) 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権については、追加信託をすることができる元本の限度額 (12) 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合においては、当該委託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所 (13) 受託会社が運用に係る権限を委託する場合においては、当該受託会社がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所 (14) (12)及び(13)の場合における委託に係る費用 (15) 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合又は受託会社が運用に係る権限を委託する場合にお	(業 275 条、施 353 条) ※ 銘柄情報の通知に使用する書面は、機構ホームページに掲載の書式 (ST06-02) を参照。 ※ 発行者は、銘柄情報の内容に変更が生じる場合には、速やかに、変更後の銘柄情報を機構に提出する。 ※ 当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権の総口数について決定していない場合には、決定次第、速やかに、機構へ通知する。

内 容	備 考
るその委託の内容 (16) 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 イ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第 2 号イに規定する公社債投資信託 ロ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第 2 号ロに規定する親投資信託 ハ 前イ及びロに掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの (17) 振替投資信託受益権の銘柄コード	

以上

第3節 新規記録手続

内 容	備 考
1. 新規上場時における取扱い (1) 発行者の事前手続 発行者が、新たに発行する投資信託受益権について、振替投資信託受益権として、機構での取扱いに同意する場合には、金融商品取引所から上場承認を受けるまでに、機構に対して、その旨の連絡を行う。 (2) 発行者による同意書の提出又は決定事項等の通知 a 発行者が株式等振替制度において初めて振替投資信託受益権を発行する場合 発行者は、金融商品取引所から上場承認が公表された日に、機構に対して、振替投資信託受益権に係る同意書を提出しなければならない。 b a 以外の場合 発行者は、原則として金融商品取引所から上場承認が公表された日に、機構に対して、Target保振サイトにより、振替投資信託受益権の発行を決定した旨を通知しなければならない。 (3) 機構による機構加入者及び間接口座管理機関への通知 機構は、発行者から(2)の提出又は通知を受領したときは、当初設定日の5営業日前に、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。 ① 銘柄コード ② 銘柄名	(業 276 条、276 条の 2、276 条の 3、施 354 条及び 354 条の 2) ※ 連絡の際には、発行する投資信託受益権の概要を、併せて通知する。 ※ 発行者は、a の同意書の提出又は b の通知の後に振替投資信託受益権を発行しないこととなったときは、直ちに、機構に対し、書面又は Target 保振サイトにより、その旨を通知する。 ※ 同意書の提出については、第 1 章第 1 節「機構取扱対象株式等」を参照。 ※ 同意は、将来設定される振替投資信託受益権も含めた包括的な同意とし、一度同意書を提出した発行者は、その後の振替投資信託受益権について同意書の提出を行う必要はない。 ※ 通知については、第 1 章第 2 節「発行者の決定事項等の通知」別紙 1－2－6 を参照。

内 容	備 考
③ 発行者 ④ 受託会社（原受託） ⑤ 受託会社（再信託受託） ⑥ 受益者名簿管理人 ⑦ 対象指数 ⑧ 当初設定日 ⑨ 計算期間終了日 ⑩ 売買単位 ⑪ 販売会社 ⑫ 上場金融商品取引所 ⑬ 上場日 ⑭ その他機構が定める事項 2. 新規記録の取扱い （1）機構取扱対象株式等の抛出によって新規記録される場合（新規記録の早期化の条件を満たさない場合） a 機構加入者による信託財産の抛出 振替投資信託受益権の販売会社である機構加入者（以下、この節において「機構加入者」という。）が、信託財産として機構取扱対象株式等を抛出し、新たに信託が設定される場合には、機構加入者は、新規記録日の前営業日までに、機構に対して、受託会社を振替先とする機構取扱対象株式等に係る先日付/前日振替請求を行う。 b 発行者による新規記録情報通知 発行者は、新たに信託が設定される場合には、機構に対して「新規記録情報通知」を通知する。 （a）通知手段 統合Web端末（画面入力又はCSVファイルのアップロード） （b）取扱時間 新規記録日の午前9時から午前10時30分まで	※ 処理フローについては、参考1参照。 ※ 信託財産の一部として、機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）を抛出する場合には、機構加入者は、新規記録日の午後1時までに、発行者の設定用口座に着金するよう当該財産の抛出を行う。 ※ 入金口座を誤った場合には、機構加入者において、組戻処理等が必要となる。 ※ 同一銘柄の新規記録に際して、受益者となるべき加入者が複数となる場合には、発行者は受益者ごとに「新規記録情報通知」を通知する。

内 容	備 考
(c) 通知事項 ① 委託会社コード ② 新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 新規記録を行う口数 ⑤ 新規記録日 ⑥ その他機構が定める事項 c 発行口への記録 機構は、発行者からbの「新規記録情報通知」を受けた場合には、直ちに「新規記録情報通知」の内容に基づき、発行口への記録を行う。 d 発行口記録情報の通知 機構は、cの発行口への記録を行った場合には、発行者、機構加入者及び受託会社に対して、「発行口記録情報通知」を以下のとおり通知する。 (a) 通知手段 ア 発行者への通知 統合Web端末 イ 機構加入者への通知 統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続 ウ 受託会社への通知 統合Web端末 (b) 取扱時間 発行口記録後直ちに (c) 通知事項 ① 株式等リファレンスNO ② 進捗ステータス（信託設定済通知待） ③ 振替投資信託受益権の銘柄	※ 発行口は、新規記録内容を一時的に記録する便宜的な口座であって、振替口座簿中の口座ではない。 ※ 発行者、機構加入者及び受託会社は、「発行口記録情報通知」のほか、新規記録に係る処理の進捗状況を、統合Web端末の「新規記録・抹消（交換）状況一覧」により確認することができる。 ※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者に対しては、統合Web端末のみの通知となる。

内 容	備 考
④ 銘柄コード ⑤ 発行口に記録した口数 ⑥ 委託会社コード ⑦ 受託会社コード ⑧ 新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード ⑨ 新規記録日 ⑩ その他機構が定める事項 e 発行口記録情報通知の確認 発行者、機構加入者及び受託会社は、dの「発行口記録情報通知」を受けた場合には、新規記録日の午前10時30分までに、「発行口記録情報通知」の内容を確認し、新規記録を行う内容と相違がないかの確認を行う。なお、確認は、fの「信託設定済通知」が通知されるまでに行う必要がある。 f 受託会社による信託設定済通知 受託会社は、aにて機構加入者から抛出された機構取扱対象株式等の受領及びeの「発行口記録情報通知」の内容の確認後、機構に対し、「信託設定済通知」を通知する。 (a) 通知手段 統合Web端末（画面入力又はCSVファイルのアップロード） (b) 取扱時間 新規記録日の午前9時から午後3時30分まで	※ 発行者は、「発行口記録情報通知」の内容に相違があった場合には、速やかに通知済の「新規記録情報通知」を取り消し、改めて、bの「新規記録情報通知」の通知を行う。 ※ 機構加入者及び受託会社は、「発行口記録情報通知」の確認の結果、内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。 ※ 発行者が、止むを得ず新規記録日の午前10時30分以降に「新規記録情報通知」の取消し及び再通知を行う必要がある場合には、発行者は、あらかじめ、機構、機構加入者及び受託会社に対して連絡を行った上で、「新規記録情報通知」の取消し及び再通知を行う。 ※ 機構加入者から、信託財産の一部として、機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）が抛出される場合には、受託会社は、発行者から送付される設定連絡表をあわせて確認する。 ※ 受託会社は、新規記録日の午前10時30分以前に「信託設定済通知」を通知する場合には、あらかじめ発行者及び機構加入者に対して、「信託設定済通

内 容	備 考
(c) 通知事項 ① 株式等リファレンスNO ② 受託会社コード ③ 銘柄コード ④ その他機構が定める事項 g 振替口座簿への記録 機構は、受託会社から f の「信託設定済通知」を受けたときは、直ちに、振替口座簿に増加の記録を行うとともに、発行口の記録を消去する。 h 新規記録済通知 機構は、振替口座簿に増加記録を行った処理結果として、発行者、機構加入者及び受託会社に対し、「新規記録済通知」を通知する。 (a) 通知手段 ア 発行者への通知 統合Web端末 イ 機構加入者への通知 統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続 ウ 受託会社への通知 統合Web端末 (b) 取扱時間 新規記録後直ちに (c) 通知事項 ① 委託会社コード ② 新規記録を行った口座の機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 新規記録を行った口数	知」の通知を行う旨の連絡を行う。 ※ 受託会社が、午後3時30分までに「信託設定済通知」を通知しなかった場合には、機構は、発行口の記録を消去する。 ※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者に対しては、統合Web端末のみの通知となる。

内 容	備 考
⑤ 新規記録日 ⑥ 株式等リファレンスNO ⑦ 進捗ステータス（発行済） i 処理結果の通知 機構は、新規記録の処理結果として、発行者、機構加入者及び受益者名簿管理人に対して、以下のデータを通知する。 （a） 発行者への通知 ア 通知手段 統合Web端末からのCSVファイルダウンロード イ 取扱時間 新規記録日の翌営業日の午前7時から午後8時まで ウ 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」 （b） 機構加入者への通知 ア 通知手段 ファイル伝送 イ 取扱時間 新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで ウ 配信データ 「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」 （c） 受益者名簿管理人への通知 ア 通知手段 ファイル伝送	※ 帳表ファイル（機構加入者別口座残高表及び機構加入者別口座処理明細表）は、通常、機構加入者が残高照合手続に用いるものと同様とする。

内 容	備 考
イ 取扱時間 新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで ウ 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」 （2）機構取扱対象株式等の拋出によって新規記録される場合（新規記録の早期化の条件を満たす場合） a 機構加入者による信託財産の拋出 機構加入者が、信託財産として機構取扱対象株式等を拋出し、新たに信託が設定される場合には、機構加入者は、新規記録日の前営業日までに、機構に対して、受託会社を振替先とする機構取扱対象株式等に係る先日付/前日振替請求を行う。 b 発行者による新規記録情報通知 発行者は、新たに信託が設定される場合には、機構に対して「新規記録情報通知」を通知する。 （a）通知手段 統合Web端末（画面入力又はCSVファイルのアップロード） （b）取扱時間 新規記録日の午前9時から午前10時30分まで （c）通知事項 ① 委託会社コード	※ 口座処理結果ファイル（処理明細）は、通常、振替株式の発行者が残高照合手続に用いるものと同様とする。 ※ 処理フローについては、参考2参照。 ※ 新規記録の早期化の条件等については、参考12参照。 ※ 信託財産の一部として、機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）を拋出する場合には、機構加入者は、新規記録日の午前10時までに、発行者の設定用口座に着金するよう当該財産の拋出を行う。 ※ 入金口座を誤った場合には、機構加入者において、組戻処理等が必要となる。 ※ 信託財産としての機構取扱対象株式等の拋出は、午前10時30分までに振替を完了させる必要がある。 ※ 同一銘柄の新規記録に際して、受益者となるべき加入者が複数となる場合には、発行者は受益者ごとに「新規記録情報通知」を通知する。

内 容	備 考
② 新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 新規記録を行う口数 ⑤ 新規記録日 ⑥ その他機構が定める事項 c 発行口への記録 機構は、発行者からbの「新規記録情報通知」を受けた場合には、直ちに「新規記録情報通知」の内容に基づき、発行口への記録を行う。 d 発行口記録情報の通知 機構は、cの発行口への記録を行った場合には、発行者、機構加入者及び受託会社に対して、「発行口記録情報通知」を以下のとおり通知する。 （a）通知手段 ア 発行者への通知 統合W e b 端末 イ 機構加入者への通知 統合W e b 端末及びオンラインリアルタイム接続 ウ 受託会社への通知 統合W e b 端末 （b）取扱時間 発行口記録後直ちに （c）通知事項 ① 株式等リファレンスNO ② 進捗ステータス（信託設定済通知待） ③ 振替投資信託受益権の銘柄 ④ 銘柄コード ⑤ 発行口に記録した口数	※ 発行口は、新規記録内容を一時的に記録する便宜的な口座であって、振替口座簿中の口座ではない。 ※ 発行者、機構加入者及び受託会社は、「発行口記録情報通知」のほか、新規記録に係る処理の進捗状況を、統合W e b 端末の「新規記録・抹消（交換）状況一覧」により確認することができる。 ※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者に対しては、統合W e b 端末のみの通知となる。

内 容	備 考
⑥ 委託会社コード ⑦ 受託会社コード ⑧ 新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード ⑨ 新規記録日 ⑩ その他機構が定める事項 e 発行口記録情報通知の確認 発行者、機構加入者及び受託会社は、dの「発行口記録情報通知」を受けた場合には、新規記録日の午前10時30分までに、「発行口記録情報通知」の内容を確認し、新規記録を行う内容と相違がないかの確認を行う。なお、確認は、fの「信託設定済通知」が通知されるまでに行う必要がある。 f 受託会社による信託設定済通知 受託会社は、aにて機構加入者から提出された機構取扱対象株式等の受領及びeの「発行口記録情報通知」の内容の確認後、機構に対し、「信託設定済通知」を通知する。 (a) 通知手段 統合Web端末（画面入力又はCSVファイルのアップロード） (b) 取扱時間 新規記録日の午前9時から午前12時（正午）まで (c) 通知事項	※ 発行者は、「発行口記録情報通知」の内容に相違があった場合には、速やかに通知済の「新規記録情報通知」を取り消し、改めて、bの「新規記録情報通知」の通知を行う。 ※ 機構加入者及び受託会社は、「発行口記録情報通知」の確認の結果、内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。 ※ 発行者が、やむを得ず新規記録日の午前10時30分以降に「新規記録情報通知」の取消し及び再通知を行う必要がある場合には、発行者は、あらかじめ、機構、機構加入者及び受託会社に対して連絡を行った上で、「新規記録情報通知」の取消し及び再通知を行う。 ※ 発行者は、午前11時までに設定連絡表を受託会社に送付する必要がある。 ※ 機構加入者から、信託財産の一部として、機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）が提出される場合には、受託会社は、発行者から送付される設定連絡表をあわせて確認する。 ※ 受託会社は、新規記録日の午前10時30分以前に「信託設定済通知」を通知する場合には、あらかじめ発行者及び機構加入者に対して、「信託設定済通

内 容	備 考
① 株式等リファレンスNO ② 受託会社コード ③ 銘柄コード ④ その他機構が定める事項 g 振替口座簿への記録 機構は、受託会社から f の「信託設定済通知」を受けたときは、直ちに、振替口座簿に増加の記録を行うとともに、発行口の記録を消去する。 h 新規記録済通知 機構は、振替口座簿に増加記録を行った処理結果として、発行者、機構加入者及び受託会社に対し、「新規記録済通知」を通知する。 （a）通知手段 ア 発行者への通知 統合Web端末 イ 機構加入者への通知 統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続 ウ 受託会社への通知 統合Web端末 （b）取扱時間 新規記録後直ちに	知」の通知を行う旨の連絡を行う。 ※ 受託会社は、午前 10 時 30 分までに設定資産である機構取扱対象株式等の振替の確認ができたもので、かつ、午前 11 時までに発行者から「設定連絡表」を受領したものに限り、午前 12 時（正午）までに「信託設定済通知」を送信する。 ※ 受託会社が、午後 3 時 30 分までに「信託設定済通知」を通知しなかった場合には、機構は、発行口の記録を消去する。 ※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者に対しては、統合Web端末のみの通知となる。

内 容	備 考
(c) 通知事項 ① 委託会社コード ② 新規記録を行った口座の機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 新規記録を行った口数 ⑤ 新規記録日 ⑥ 株式等リファレンスNO ⑦ 進捗ステータス（発行済） i 処理結果の通知 機構は、新規記録の処理結果として、発行者、機構加入者及び受益者名簿管理人に対して、以下のデータを通知する。 (a) 発行者への通知 - ア 通知手段 統合Web端末からのCSVファイルダウンロード - イ 取扱時間 新規記録日の翌営業日の午前7時から午後8時まで - ウ 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」 (b) 機構加入者への通知 - ア 通知手段 ファイル伝送 - イ 取扱時間 新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで - ウ 配信データ 「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」	※ 帳表ファイル（機構加入者別口座残高表及び機構加入者別口座処理明細表）

内 容	備 考
(c) 受益者名簿管理人への通知 ア 通知手段 ファイル伝送 イ 取扱時間 新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで ウ 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」 (3) 機構取扱対象株式等の拋出によって新規記録される場合（J S C Cが債務の引受けを行う場合） a J S C Cによる機構取扱対象株式等及び振替投資信託受益権の振替請求 J S C Cの清算参加者である機構加入者が信託財産として機構取扱対象株式等を拋出し、新たに信託が設定される場合であって、J S C Cが発行者及び機構加入者の間の当該設定に係る債務の引受けを行うときは、J S C Cは、新規記録日の前営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対して、以下の振替請求を行う。 ①機構加入者を振替元/J S C C（00 口座）を振替先とする機構取扱対象株式等に係る「渡方振替請求（市場取引）」 ②J S C C（00 口座）を振替元/受託会社を振替先とする機構取扱対象株式等に係る「受方振替請求（市場取引）」 ③J S C C（設定用口座）を振替元/J S C C（00 口座）を振替先とする振替投資信託受益権に係る「渡方振替請求（市場取引）」 ④J S C C（00 口座）を振替元/機構加入者を振替先とする振替投資信託受益権に係る「受方振替請求（市場取引）」	は、通常、機構加入者が残高照合手続に用いるものと同様とする。 ※ 口座処理結果ファイル（処理明細）は、通常、振替株式の発行者が残高照合手続に用いるものと同様とする。 ※ ここでは、以下のケースを想定している。 ✓ 信託財産として、機構取扱対象株式等と機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）の拋出がある ※ 実際の決済では、機構加入者とJ S C C間の授受は、J S C Cにおける他の取引とのネッティングにより受方・渡方が決まることになる。 ※ 処理フローについては、参考3参照。 ※ 振替投資信託受益権の設定に係るJ S C Cの清算については、J S C Cの「株式等のD V P決済事務処理要領」及び「E T F設定・交換決済事務処理要領（E T F特別清算参加者・登録信託銀行向け）」参照。 ※ 振替請求（市場取引）については、第2章第3節2. 例外的な手続（1）「指定証券取引清算機関の対象取引の決済

内 容	備 考
b 発行者による新規記録情報通知 発行者は、新たに信託が設定される場合には、機構に対して「新規記録情報通知」を通知する。 (a) 通知手段 統合W e b 端末（画面入力又はC S Vファイルのアップロード） (b) 取扱時間 新規記録日前営業日の午前9時から午後3時30分まで (c) 通知事項 ① 委託会社コード ② 新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 新規記録を行う口数 ⑤ 新規記録日 ⑥ その他機構が定める事項 c 発行口への記録 機構は、発行者からbの「新規記録情報通知」を受けた場合には、直ちに「新規記録情報通知」の内容に基づき、発行口への記録を行う。 d 発行口記録情報の通知 機構は、cの発行口への記録を行った場合には、発行者、J S C C及び受託会社に対して、「発行口記録情報通知」を以下のとおり通知する。 (a) 通知手段 統合W e b 端末 (b) 取扱時間 発行口記録後直ちに (c) 通知事項	に係る振替の取扱い」参照。 ※ 左記②にはJ S C Cの指定する口座（J S C C（設定用口座））を設定する。 ※ 発行口は、新規記録内容を一時的に記録する便宜的な口座であって、振替口座簿中の口座ではない。 ※ 発行者、J S C C及び受託会社は、「発行口記録情報通知」のほか、新規記録に係る処理の進捗状況を、統合W e b 端末の「新規記録・抹消（交換）状況一覧」により確認することができる。

内 容	備 考
① 株式等リファレンスNO ② 進捗ステータス（信託設定済通知待） ③ 振替投資信託受益権の銘柄 ④ 銘柄コード ⑤ 発行口に記録した口数 ⑥ 委託会社コード ⑦ 受託会社コード ⑧ 新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード ⑨ 新規記録日 ⑩ その他機構が定める事項 e 発行口記録情報通知の確認 発行者及び受託会社は、dの「発行口記録情報通知」を受けた場合には、「発行口記録情報通知」の内容を確認し、新規記録を行う内容と相違がないかの確認を行う。なお、確認は、fの「信託設定済通知」が通知されるまでに行う必要がある。 f 受託会社による信託設定済通知 受託会社は、J S C Cの定めるところにより、新規記録日の午前9時以降速やかに、機構に対し、「信託設定済通知」を通知する。 （a）通知手段 統合W e b 端末（画面入力又はC S Vファイルのアップロード） （b）取扱時間 J S C Cの定める時間帯（新規記録日の午前9時から午後1時まで） （c）通知事項 ① 株式等リファレンスNO ② 受託会社コード	※ 発行者は、「発行口記録情報通知」の内容に相違があった場合には、速やかに通知済の「新規記録情報通知」を取り消し、改めて、bの「新規記録情報通知」の通知を行う。 ※ 受託会社は、「発行口記録情報通知」の確認の結果、内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。 ※ 受託会社が、新規記録日の午後3時30分までに「信託設定済通知」を通知しなかった場合には、機構は、発行口の記録を消去する。 ※ 機構システム上の取扱時間は新規記録日の午前9時から午後3時30分まで

内 容	備 考
③ 銘柄コード g 振替口座簿への記録 機構は、受託会社から f の「信託設定済通知」を受けたときは、直ちに、振替口座簿に増加の記録を行うとともに、発行口の記録を消去する。 h 新規記録済通知 機構は、振替口座簿に増加記録を行った処理結果として、発行者、J S C C 及び受託会社に対し、「新規記録済通知」を通知する。 (a) 通知手段 統合 W e b 端末 (b) 取扱時間 新規記録後直ちに (c) 通知事項 ① 委託会社コード ② 新規記録を行った口座の機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 新規記録を行った口数 ⑤ 新規記録日 ⑥ 株式等リファレンス N O ⑦ 進捗ステータス（発行済） ⑧ その他機構が定める事項 i 機構取扱対象株式等及び振替投資信託受益権の振替 機構は、a の振替請求に基づき、①から④の振替を実行し、機構加入者、J S C C（設定用口座分）及び受託会社に対し、振替済通知を通知する。 ①機構加入者を振替元/J S C C（00 口座）を振替先とする機構取扱対象株式等の振替 ② J S C C（00 口座）を振替元/受託会社を振替先とする機構取扱対象株式等の振替 ③ J S C C（設定用口座）を振替元/J S C C（00 口座）を振替先とする振替投資信託受益権の振替	※ 振替投資信託受益権は、J S C C（設定用口座）に新規記録される。 ※ 機構加入者は、J S C C の定めるところにより、左記①の口座振替が実行されるように対処する。 ※ 午後 1 時に行われるネットデビット処理において左記②の口座振替は実行される。J S C C は当該振替が実行されるように現金差入担保入金通知を通知する。

内 容	備 考
④ J S C C (00 口座) を振替元/機構加入者を振替先とする振替投資信託受益権の振替 (a) 通知手段 ア 機構加入者への通知 統合W e b 端末及びオンラインリアルタイム接続 イ J S C C (設定用口座分) への通知 統合W e b 端末 ウ 受託会社への通知 統合W e b 端末及びオンラインリアルタイム接続 (b) 取扱時間 振替の実行後直ちに (c) 通知事項 ① 口座残高増減区分 ② 相手方機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 振替数量 ⑤ メッセージ ⑥ 株式等リファレンスNO ⑦ その他機構が定める事項 j 金銭の抛出 機構加入者はJ S C Cに対し、金銭の抛出をJ S C Cの定める時限（新規記録日の午後1時、追加支払いが発生した場合は午後2時15分）までに行う。その後、J S C Cは受託会社に対し金銭の抛出を行う（新規記録日の午後2時45分以降）。 k 処理結果の通知 機構は、新規記録の処理結果として、発行者、J S C C及び受益者名簿管理人に対して、以下のデータを通知する。 (a) 発行者への通知 ア 通知手段 統合W e b 端末からのC S Vファイルダウンロード	※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者及び受託会社に対しては、統合W e b 端末のみの通知となる。

内 容	備 考
イ 取扱時間 新規記録日の翌営業日の午前7時から午後8時まで ウ 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」 (b) J S C C への通知 ア 通知手段 ファイル伝送 イ 取扱時間 新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで ウ 配信データ 「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」 (c) 受益者名簿管理人への通知 ア 通知手段 ファイル伝送 イ 取扱時間 新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで ウ 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」 (4) 機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）のみの拠出によって新規記録される場合（新規記録の早期化の条件を満たさない場合） 振替投資信託受益権が新規記録される際に、信託財産として、機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）のみが拠出される場合の処理は、(1)「機構取扱対象株式等の拠出によって新規記録される場合（新規記録の早期化の条件を満たさない場合）」の処理と同様となるが、(1) a 及び f については、以下のとおり行う。	※ 帳表ファイル（機構加入者別口座残高表及び機構加入者別口座処理明細表）は、通常、機構加入者が残高照合手続に用いるものと同様とする。 ※ 口座処理結果ファイル（処理明細）は、通常、振替株式の発行者が残高照合手続に用いるものと同様とする。 ※ 処理フローについては、参考4参照。

内 容	備 考
a 機構加入者による信託財産の抛 機構加入者が、発行者に対し、機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）のみを抛出し、新たに信託が設定される場合には、機構加入者は、新規記録日の午後 1 時まで、発行者の設定用口座に着金するよう当該財産の抛出を行う。 f 受託会社による信託設定済通知 受託会社は、a にて機構加入者から抛出された機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）の受領及び e の「発行口記録情報通知」の内容の確認後、機構に対し、「信託設定済通知」を通知する。 （a）通知手段 統合 Web 端末（画面入力又は CSV ファイルのアップロード） （b）取扱時間 新規記録日の午前 9 時から午後 3 時 30 分まで （c）通知事項 ① 株式等リファレンス NO ② 受託会社コード ③ 銘柄コード ④ その他機構が定める事項 （5）機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）のみの抛出によって新規記録される場合（新規記録の早期化の条件を満たす場合） 振替投資信託受益権が新規記録される際に、信託財産として、機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）のみが抛出される場合の処理は、（2）「機構取扱対象株式等の抛出によって新規記録される場合（新規記録の早期化の条件を満たす場合）」の処理と同様となるが、（2）a 及び f については、以下のとおり行う。 a 機構加入者による信託財産の抛 機構加入者が、発行者に対し、機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）のみを抛出し、新たに信託が設定される場合には、機構加入者は、新規記録日の午前 10 時まで、発行者の設定用口座に着金するよう当該財産の抛出を行う。	※ 入金口座を誤った場合には、機構加入者において、組戻処理等が必要となる。 ※ 受託会社は、新規記録日の午前 10 時 30 分以前に「信託設定済通知」を通知する場合には、あらかじめ発行者及び機構加入者に対して、「信託設定済通知」の通知を行う旨の連絡を行う。 ※ 受託会社が、午後 3 時 30 分までに「信託設定済通知」を通知しなかった場合には、機構は、発行口の記録を消去する。 ※ 処理フローについては、参考 5 参照。 ※ 新規記録の早期化の条件等については、参考 1 2 参照。 ※ 入金口座を誤った場合には、機構加入者において、組戻処理等が必要となる。

内 容	備 考
f 受託会社による信託設定済通知 受託会社は、a にて機構加入者から拋出された機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）の受領及び e の「発行口記録情報通知」の内容の確認後、機構に対し、「信託設定済通知」を通知する。 （a）通知手段 統合W e b 端末（画面入力又はC S Vファイルのアップロード） （b）取扱時間 新規記録日の午前9時から午前12時（正午）まで （c）通知事項 ① 株式等リファレンスNO ② 受託会社コード ③ 銘柄コード ④ その他機構が定める事項 （6）機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）のみの拋出によって新規記録される場合（J S C Cが債務の引受けを行う場合） 振替投資信託受益権が新規記録される際に、信託財産として、機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）のみのみが拋出される場合であって、J S C Cが発行者及び機構加入者の間の設定に係る債務の引受けを行うときの処理は、（3）「機構取扱対象株式等の拋出によって新規記録される場合（J S C Cが債務の引受けを行う場合）」の処理と同様となるが、（3）a 及び i については、以下のとおり行う。 a J S C Cによる振替投資信託受益権の振替請求 J S C Cの清算参加者である機構加入者が、信託財産として機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）のみのみを拋出し、新たに信託が設定される場合であって、J S C Cが発行者及び機構加入者の間の当該設定に係る債務の引受けを行うときは、J S C Cは、新規記録日の前営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対して、以下の振替請求を行う。 ① J S C C（設定用口座）を振替元/J S C C（00 口座）を振替先とする振替投資信託受益権に係る「渡方振替請求（市場取引）」 ② J S C C（00 口座）を振替元/機構加入者を振替先とする振替投資信託受益権に係る「受方振替請求（市場取引）」	※ 発行者は、午前11時までに設定連絡表を受託会社へ送付する必要がある。 ※ 受託会社は、新規記録日の午前10時30分以前に「信託設定済通知」を通知する場合には、あらかじめ発行者及び機構加入者に対して、「信託設定済通知」の通知を行う旨の連絡を行う。 ※ 受託会社は、午前11時までに発行者から「設定連絡表」を受領したものに限り、午前12時（正午）までに「信託設定済通知」を送信する。 ※ 受託会社が、午後3時30分までに「信託設定済通知」を通知しなかった場合には、機構は、発行口の記録を消去する。 ※ ここでは、以下のケースを想定している。 ✓ 信託財産として、機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）のみのみが拋出される ※ 処理フローについては、参考6参照。 ※ 実際の決済では、機構加入者とJ S C C間の授受は、J S C Cにおける他の取引とのネッティングにより受方・渡方が決まることになる。 ※ 振替投資信託受益権の設定に係るJ S C Cの清算については、J S C Cの「株式等のDVP決済事務処理要領」及び「ETF設定・交換決済事務処理要領（ETF特別清算参加者・登録信託銀行向け）」参照。 ※ 振替請求（市場取引）については、第

内 容	備 考
i 振替投資信託受益権の振替 機構は、a の振替請求に基づき、①から②の振替を実行し、機構加入者及び J S C C（設定用口座分）に対し、振替済通知を通知する。 ① J S C C（設定用口座）を振替元/ J S C C（00 口座）を振替先とする振替投資信託受益権の振替 ② J S C C（00 口座）を振替元/機構加入者を振替先とする振替投資信託受益権の振替 （a）通知手段 ア 機構加入者への通知 統合W e b 端末及びオンラインリアルタイム接続 イ J S C C（設定用口座分）への通知 統合W e b 端末 （b）取扱時間 振替の実行後直ちに （c）通知事項 ① 口座残高増減区分 ② 相手方機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 振替数量 ⑤ メッセージ ⑥ 株式等リファレンスNO ⑦ その他機構が定める事項 （7）信託の併合により消滅すべき受益権（無記名受益権を除く。）が振替投資信託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付することによって新規記録される場合 信託の併合により消滅すべき振替投資信託受益権でない受益権が無記名受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付することによって新規記録される場合の処理は、第2章第2節「新規記録手続」第4「募集以外の事由による振替株式の発行等」8.「合併等の対価として消滅会社等（その株式が振替株式でないものに限る。）の株主に対して交付される振替株	2章第3節2. 例外的な手続（1）「指定証券取引清算機関の対象取引の決済に係る振替の取扱い」参照。 ※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者に対しては、統合W e b 端末のみの通知となる。

内 容	備 考
式」別紙２－２－１「合併等において非振替株式に振替株式を割り当てる場合の手続」１－１．「吸収合併」の処理に準じる。ただし、（７）cを除く。 なお、信託の併合により消滅する受益権について、公示催告手続（非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号）第 100 条に規定する公示催告手続をいう。）が行われている受益証券に係るものがあるときは、発行者は、当該受益証券の除権決定（非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号）第 106 条第 1 項に規定する除権決定をいう。）がされた日の翌営業日以後の日に新規記録通知をする。 （８）信託の併合により消滅すべき受益権（無記名受益権に限る。）が振替投資信託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付することによって新規記録される場合 信託の併合により消滅すべき振替投資信託受益権でない受益権が無記名受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付することによって新規記録される場合の処理は、（１）「機構取扱対象株式等の抛出によって新規記録される場合（新規記録の早期化の条件を満たさない場合）」の処理に準じる。ただし、（１）aを除き、f は以下のとおりとする。 f 受託会社による信託設定済通知 受託会社は、e の「発行口記録情報通知」の内容の確認後、機構に対し、「信託設定済通知」を通知する。 （a）通知手段 統合W e b 端末（画面入力又はC S V ファイルのアップロード） （b）取扱時間 新規記録日の午前 9 時から午後 3 時 30 分まで （c）通知事項 ① 株式等リファレンスNO ② 受託会社コード ③ 銘柄コード ④ その他機構が定める事項	※ 受託会社は、新規記録日の午前 10 時 30 分以前に「信託設定済通知」を通知する場合には、あらかじめ発行者及び機構加入者に対して、「信託設定済通知」の通知を行う旨の連絡を行う。 ※ 受託会社が、午後 3 時 30 分までに「信託設定済通知」を通知しなかった場合には、機構は、発行口の記録を消去する。

内 容	備 考
3. 追加設定時における新規記録の取扱い 既に、機構において取り扱っている銘柄に係る振替投資信託受益権の追加設定に伴う新規記録の取扱いについては、2.「新規記録の取扱い」(1)～(6)と同様となる。	

以 上

第4節 振替手続

内 容	備 考
振替投資信託受益権の振替手続の取扱いは、振替株式の振替手続の取扱いに準じて行うものとする。	(業 277 条、施 355 条) ※ 振替株式の振替手続については、第 2 章第 3 節「振替手続」を参照。ただし、振替株式における登録株式質に係る取扱いを除く。

以上

第5節 抹消手続

内 容	備 考
1. 交換時抹消 (1) 機構取扱対象株式等と交換される場合 a 機構加入者による交換時抹消予定情報の通知 機構が振替機関として交換（受益者の請求によりその振替投資信託受益権をその信託財産と交換することをいう。以下同じ。）に係る抹消（以下この節において「交換時抹消」という。）を行う場合において、機構加入者が当該交換を自らのために行うとき又は加入者から交換に係る委任を受けたときは、機構加入者は、抹消日の前営業日に機構に対して、交換時抹消により減少記録される振替投資信託受益権の情報として「交換時抹消予定情報通知」を通知する。 (a) 通知手段 統合W e b 端末（画面入力又はC S Vファイルのアップロード） (b) 取扱時間 抹消日の前営業日の午前9時から午後2時30分まで (c) 通知事項 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 抹消を行う口数 ④ 抹消日 ⑤ その他機構が定める事項 b 抹消口への記録 機構は、機構加入者からaの「交換時抹消予定情報通知」を受けた場合には、直ちに、その内容に基づき、抹消口への記録を行う。 c 抹消口記録情報の通知 機構は、bの抹消口への記録を行った場合には、発行者、機構加入者及び受託会社に対して、抹消口記録情報として「抹消済通知（抹消口記録）」を以下のとおり通知する。 (a) 通知手段	（業277条の2、施355条の2） ※ 処理フローについては、参考7参照 ※ 「交換時抹消予定情報通知」は、振替投資信託受益権が抹消される機構加入者の区分口座に抹消予定口数以上の残高が記録されている場合のみ受付可能とする。 ※ 交換時抹消予定情報通知は、交換を行う加入者ごとに通知するものとする。 ※ 機構加入者は、「交換時抹消予定情報通知」の取消しを行う場合には、機構、発行者及び受託会社に対して事前に連絡を行った上で取消しを行う。ただし、原則、左記の取扱時間以降の取消しは不可とする。 （業277条の3第1項、施355条の3） ※ 「交換時抹消予定情報通知」により抹消口へ記録された残高は、記録後、振替の対象とすることができない。 ※ 発行者、機構加入者及び受託会社は、「抹消済通知（抹消口記録）」の他、抹消に係る処理の進捗状況を、統合W e b 端末の「新規記録・抹消（交換）状況一覧」により確認することができる。

内 容	備 考
ア 発行者への通知 統合W e b 端末 イ 機構加入者への通知 統合W e b 端末及びオンラインリアルタイム接続 ウ 受託会社への通知 統合W e b 端末 (b) 取扱時間 抹消口記録後直ちに (c) 通知事項 ① 株式等リファレンスNO ② 進捗ステータス (信託財産振替済通知待) ③ 振替投資信託受益権の銘柄 ④ 銘柄コード ⑤ 抹消口に記録した口数 ⑥ 委託会社コード ⑦ 受託会社コード ⑧ 抹消申請機構加入者の機構加入者コード ⑨ 抹消日 ⑩ その他機構が定める事項 d 抹消口記録情報の確認 発行者、機構加入者及び受託会社は、c の「抹消済通知 (抹消口記録)」を受けた場合には、抹消日の前営業日の午後 2 時 30 分までに、「抹消済通知 (抹消口記録)」の内容を確認し、抹消を行う内容と相違がないかの確認を行う。	※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者へは統合W e b 端末のみの通知となる。 ※ 機構加入者は、「抹消済通知 (抹消口記録)」の内容に相違があった場合には、抹消日の前営業日の午後 2 時 30 分までに通知済の「交換時抹消予定情報通知」を取り消した上で、機構に対し、あらためて、a の「交換時抹消予定情報通知」の通知を行う。機構加入者が、「交換時抹消予定情報通知」の取消しを行う場合には、事前に発行者及び受託会社に対し

内 容	備 考
e 受託会社による機構取扱対象株式等の振替 受託会社は、dの「抹消済通知（抹消口記録）」の内容の確認後、機構に対して、抹消日の前営業日までに、交換を行う機構加入者を振替先とする機構取扱対象株式等に係る先日付/前日振替請求を行う。 f 機構加入者による交換時抹消の申請 機構加入者は、eにて受託会社から振り替えられた機構取扱対象株式等の受領を確認し、機構に対して、「信託財産振替済通知（抹消申請）」を通知する。 （a）通知手段 統合Web端末（画面入力又はCSVファイルのアップロード） （b）取扱時間 抹消日の午前9時から午後3時30分まで （c）通知事項 ① 株式等リファレンスNO ② 抹消申請機構加入者の機構加入者コード	て連絡を行う。 ※ 発行者及び受託会社は、「抹消済通知（抹消口記録）」の確認の結果、内容に相違がある場合には、速やかに機構加入者に対して連絡を行う。 ※ 機構加入者が、やむを得ず抹消日の前営業日の午後2時30分以降に「交換時抹消予定情報通知」の取消し及び再通知を行う必要がある場合には、機構加入者は、あらかじめ、機構、発行者及び受託会社に対して連絡を行った上で、同日の午後3時30分までに通知の取消し及び再通知を行う。 （業277条の3第2項、施355条の4） （業277条の4） ※ 機構加入者が、取扱時間中に「信託財産振替済通知（抹消申請）」を通知しなかった場合には、機構は、翌営業日以降当該通知が通知されるまで、抹消口への記録を続ける。

内 容	備 考
③ 銘柄コード ④ その他機構が定める事項 g 振替口座簿への記録 機構は、機構加入者から f の「信託財産振替済通知（抹消申請）」を受けたときは、直ちに、振替口座簿に減少の記録を行うとともに、抹消口の記録を消去する。 h 抹消済通知 機構は、振替口座簿に減少記録を行った処理結果として、発行者、機構加入者及び受託会社に対して「抹消済通知」を通知する。 （a）通知手段 ア 発行者への通知 統合W e b 端末 イ 機構加入者への通知 統合W e b 端末及びオンラインリアルタイム接続 ウ 受託会社への通知 統合W e b 端末 （b）取扱時間 抹消後直ちに （c）通知事項 ① 株式等リファレンスNO ② 進捗ステータス（抹消済） ③ 振替投資信託受益権の銘柄 ④ 銘柄コード ⑤ 抹消した口数 ⑥ 委託会社コード ⑦ 受託会社コード ⑧ 抹消申請機構加入者の機構加入者コード	（業 277 条の 5 第 1 項） （業 277 条の 5 第 2 項、施 355 条の 5） ※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者へは統合W e b 端末のみの通知となる。

内 容	備 考
⑨ 抹消日 ⑩ その他機構が定める事項 i 処理結果の通知 機構は、抹消の処理結果として、発行者、機構加入者及び受益者名簿管理人に対して、以下のデータを通知する。 (a) 発行者への通知 ア 通知手段 統合Web端末からのCSVファイルダウンロード イ 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前7時から午後8時まで ウ 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」 (b) 機構加入者への通知 ア 通知手段 ファイル伝送 イ 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時まで ウ 配信データ 「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」 (c) 受益者名簿管理人への通知 ア 通知手段 ファイル伝送 イ 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時まで	

内 容	備 考
ウ 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」 (2) 機構取扱対象株式等と交換される場合（J S C Cが債務の引受けを行う場合） a J S C Cによる機構取扱対象株式等及び振替投資信託受益権の振替請求 機構が振替機関として交換に係る抹消を行う場合において、J S C Cの清算参加者である機構加入者が振替投資信託受益権と機構取扱対象株式等以外の財産との交換を自らのために行うとき又は加入者から当該交換に係る委任を受けたときであって、J S C Cが当該交換に係る債務の引受けを行うときは、J S C Cは、機構に対して、抹消日の前営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対して、振替請求を行う。 ①機構加入者を振替元/J S C C（00 口座）を振替先とする振替投資信託受益権に係る「渡方振替請求（市場取引）」 ②J S C C（00 口座）を振替元/J S C C（交換用口座）を振替先とする振替投資信託受益権に係る「受方振替請求（市場取引）」 ③受託会社を振替元/J S C C（00 口座）を振替先とする機構取扱対象株式等に係る「渡方振替請求（市場取引）」 ④J S C C（00 口座）を振替元/機構加入者を振替先とする機構取扱対象株式等に係る「受方振替請求（市場取引）」 b 機構取扱対象株式等及び振替投資信託受益権の振替 機構は、a の振替請求に基づき、①から④の振替を実行し、機構加入者、J S C C（交換用口座分）及び受託会社に対し、振替済通知を通知する。 ①機構加入者を振替元/J S C C（00 口座）を振替先とする振替投資信託受益権の振替 ②J S C C（00 口座）を振替元/J S C C（交換用口座）を振替先とする振替投資信託受益権の振替	※ 口座処理結果ファイル（処理明細）は、通常、振替株式の発行者が残高照合手続に用いるものと同様とする。 ※ ここでは、以下のケースを想定している。 ✓ 振替投資信託受益権がその信託財産である機構取扱対象株式等と交換される ※ 実際の決済では、機構加入者とJ S C C間の授受は、J S C Cにおける他の取引とのネットティングにより受方・渡方が決まることになる。 ※ 処理フローについては、参考8参照 ※ 振替投資信託受益権の交換に係るJ S C Cの清算については、J S C Cの「株式等のD V P決済事務処理要領」、「E T F設定・交換決済事務処理要領（E T F特別清算参加者・登録信託銀行向け）」及び「非 D V P 決済に係る事務処理要領」参照。 ※ 振替請求（市場取引）については、第2章第3節2. 例外的な手続（1）「指定証券取引清算機関の対象取引の決済に係る振替の取扱い」参照。 ※ 振替投資信託受益権は、J S C Cの指定する口座（J S C C（交換用口座））に振替が行われた後に抹消記録される。 ※ 機構加入者は、J S C Cの定めるところにより、左記①の口座振替が実行されるように対処する。

内 容	備 考
③受託会社を振替元/ J S C C (00 口座) を振替先とする機構取扱対象株式等の振替 ④ J S C C (00 口座) を振替元/機構加入者を振替先とする機構取扱対象株式等の振替 (a) 通知手段 ア 機構加入者への通知 統合W e b 端末及びオンラインリアルタイム接続 イ J S C C (交換用口座分) への通知 統合W e b 端末 ウ 受託会社への通知 統合W e b 端末及びオンラインリアルタイム接続 (b) 取扱時間 振替の実行後直ちに (c) 通知事項 ① 口座残高増減区分 ② 相手方機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 振替数量 ⑤ メッセージ ⑥ 株式等リファレンスNO ⑦ その他機構が定める事項 c J S C Cによる交換時抹消予定情報の通知 J S C Cは、抹消日に機構に対して、交換時抹消により減少記録される振替投資信託受益権の情報として「交換時抹消予定情報通知」を通知する。 (a) 通知手段 統合W e b 端末 (画面入力又はC S Vファイルのアップロード) (b) 取扱時間 J S C Cの定める時間帯 (抹消日の午後 1 時から午後 3 時 30 分まで)	※ 受託会社は、J S C Cの定めるところにより、左記③の口座振替が実行されるように対処する。 ※ 午後 1 時に行われるネットデビット処理において左記②の口座振替は実行される。J S C Cは当該振替が実行されるように現金差入担保入金通知を通知する。 ※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者及び受託会社に対しては、統合W e b 端末のみの通知となる。 ※ J S C Cは、左記②の振替により、J S C C (交換用口座) に記録された振替投資信託受益権のうち申込者に返還すべき口数の振替投資信託受益権残余返還分について、J S C C (交換用口座) を振替元/機構加入者を振替先とする「当日振替請求」を行う。 (業第 277 条の 5 の 3) ※ 「交換時抹消予定情報通知」は、振替投資信託受益権が抹消される J S C C (交換用口座) に抹消予定口数以上の残高が記録されている場合のみ受付可能とする。 ※ 左記の取扱時間中に通知した「交換時抹消予定情報」の取消しを行うことはできない。 ※ 機構システム上の取扱時間は午前 9 時

内 容	備 考
(c) 通知事項 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 抹消を行う口数 ④ 抹消日 ⑤ その他機構が定める事項 d 抹消口への記録 機構は、J S C Cからcの「交換時抹消予定情報通知」を受けた場合には、直ちに、その内容に基づき、抹消口への記録を行う。 e 抹消口記録情報の通知 機構は、dの抹消口への記録を行った場合には、発行者、J S C C及び受託会社に対して、抹消口記録情報として「抹消済通知（抹消口記録）」を以下のとおり通知する。 (a) 通知手段 統合W e b 端末 (b) 取扱時間 抹消口記録後直ちに (c) 通知事項 ① 株式等リファレンスNO ② 進捗ステータス（信託財産振替済通知待） ③ 振替投資信託受益権の銘柄 ④ 銘柄コード ⑤ 抹消口に記録した口数 ⑥ 委託会社コード ⑦ 受託会社コード ⑧ J S C C（交換用口座）の機構加入者コード ⑨ 抹消日 ⑩ その他機構が定める事項	から午後3時30分まで ※ 左記①にはJ S C Cの指定する口座（J S C C（交換用口座））を設定する。 （業第277条の5の4） ※ 「交換時抹消予定情報通知」により抹消口へ記録された残高は、記録後、振替の対象とすることができない。 ※ 発行者、J S C C及び受託会社は、「抹消済通知（抹消口記録）」の他、抹消に係る処理の進捗状況を、統合W e b 端末の「新規記録・抹消（交換）状況一覧」により確認することができる。

内 容	備 考
f 抹消口記録情報の確認 J S C Cは、e の「抹消済通知（抹消口記録）」を受けた場合には、抹消日の午後 3 時 30 分までに、「抹消済通知（抹消口記録）」の内容を確認し、抹消を行う内容と相違がないかの確認を行う。 g J S C Cによる交換時抹消の申請 J S C Cは、機構に対して、「信託財産振替済通知（抹消申請）」を通知する。 （a）通知手段 統合W e b 端末（画面入力又はC S Vファイルのアップロード） （b）取扱時間 J S C Cの定める時間帯（抹消日の午後 1 時から午後 3 時 30 分まで） （c）通知事項 ① 株式等リファレンスNO ② 抹消申請機構加入者の機構加入者コード ③ 銘柄コード h 振替口座簿への記録 機構は、機構加入者から g の「信託財産振替済通知（抹消申請）」を受けたときは、直ちに、振替口座簿に減少の記録を行うとともに、抹消口の記録を消去する。 i 抹消済通知 機構は、振替口座簿に減少記録を行った処理結果として、発行者、J S C C及び受託会社に対して「抹消済通知」を通知する。 （a）通知手段	※ J S C Cは、「抹消済通知（抹消口記録）」の確認の結果、内容に相違がある場合には、速やかに機構、発行者及び受託会社に対して連絡を行う。 （業第 277 条の 5 の 5） ※ 機構システム上の取扱時間は午前 9 時から午後 3 時 30 分まで ※ J S C Cが、取扱時間中に「信託財産振替済通知（抹消申請）」を通知しなかった場合には、機構は、翌営業日以降当該通知が通知されるまで、抹消口への記録を続ける。 （業第 277 条の 5 の 6 第 1 項） （業第 277 条の 5 の 6 第 2 項、施第 355 条の 5 の 3）

内 容	備 考
統合W e b 端末 (b) 取扱時間 抹消後直ちに (c) 通知事項 ① 株式等リファレンスNO ② 進捗ステータス (抹消済) ③ 振替投資信託受益権の銘柄 ④ 銘柄コード ⑤ 抹消した口数 ⑥ 委託会社コード ⑦ 受託会社コード ⑧ 抹消申請機構加入者の機構加入者コード ⑨ 抹消日 ⑩ その他機構が定める事項 j 処理結果の通知 機構は、抹消の処理結果として、発行者、J S C C 及び受益者名簿管理人に対して、以下のデータを通知する。 (a) 発行者への通知 - ア 通知手段 統合W e b 端末からのC S Vファイルダウンロード - イ 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前7時から午後8時まで - ウ 配信データ 「口座処理結果ファイル (処理明細)」 (b) J S C C への通知 - ア 通知手段 ファイル伝送	

内 容	備 考
イ 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時まで ウ 配信データ 「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」 （c）受益者名簿管理人への通知 ア 通知手段 ファイル伝送 イ 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時まで ウ 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」 （3）機構取扱対象株式等以外の財産と交換される場合 機構が振替機関として交換に係る抹消を行う場合において、機構加入者が振替投資信託受益権と機構取扱対象株式等以外の財産との交換を自らのために行うとき又は加入者から当該交換に係る委任を受けたときの手続については、（1）「機構取扱対象株式等と交換される場合」に準じる。ただし、（1）eについては、以下のとおり行う。 e 受託会社による機構取扱対象株式等以外の財産の交付 受託会社は、「抹消済通知（抹消口記録）」の受領及び内容を確認し、抹消日の午後1時まで、交換を行う機構加入者に対して、機構取扱対象株式等以外の財産を交付する。 （4）機構取扱対象株式等以外の財産と交換される場合（J S C Cが債務の引受けを行う場合）	※ 帳表ファイル（機構加入者別口座残高表及び機構加入者別口座処理明細表）は、通常、機構加入者が残高照合手続に用いるものと同様とする。 ※ 口座処理結果ファイル（処理明細）は、通常、振替株式の発行者が残高照合手続に用いるものと同様とする。 （業277条の2から5、施355条の2から5まで） ※ 処理フローについては、参考9参照 ※ 機構取扱対象株式等以外の財産の交付については、機構システム外の処理となる。

内 容	備 考
機構が振替機関として交換に係る抹消を行う場合において、J S C Cの清算参加者である機構加入者が振替投資信託受益権と機構取扱対象株式等以外の財産との交換を自らのために行うとき又は加入者から当該交換に係る委任を受けたときであって、J S C Cが当該交換に係る債務の引受けを行うときの手続については、(2)「機構取扱対象株式等と交換される場合 (J S C Cが債務の引受けを行う場合)」に準じる。ただし、(2) a 及び b については、以下のとおり行う。 a J S C Cによる振替投資信託受益権の振替請求 J S C Cは、機構に対して、抹消日の前営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対して、振替請求を行う。 ①機構加入者を振替元/J S C C (00 口座) を振替先とする振替投資信託受益権に係る「渡方振替請求 (市場取引)」 ② J S C C (00 口座) を振替元/J S C C (交換用口座) を振替先とする振替投資信託受益権に係る「受方振替請求 (市場取引)」 受託会社は J S C C に対し、J S C C の定めるところにより、J S C C の定める時限 (抹消日の午後1時) までに機構取扱対象株式等以外の財産 (金銭) の交付を行う。その後、J S C C は機構加入者に対し当該財産を交付する (抹消日の午後2時45分以降)。 b 振替投資信託受益権の振替 機構は、a の振替請求に基づき、①から②の振替を実行し、機構加入者及び J S C C (交換用口座分) に対し、振替済通知を通知する。 ①機構加入者を振替元/J S C C (00 口座) を振替先とする振替投資信託受益権の振替 ② J S C C (00 口座) を振替元/J S C C (交換用口座) を振替先とする振替投資信託受益権の振替 (a) 通知手段 ア 機構加入者への通知 統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続 イ J S C C (交換用口座分) への通知	(業第277条の5の3から第277条の5の6、施第355条の5の2から施第355条の5の3) ※ ここでは、以下のケースを想定している。 ✓ 振替投資信託受益権がその信託財産である機構取扱対象株式等以外の財産 (金銭) と交換される ※ 実際の決済では、機構加入者と J S C C 間の授受は、J S C C における他の取引とのネットティングにより受方・渡方が決まることになる。 ※ 処理フローについては、参考10 参照 ※ 振替投資信託受益権の交換に係る J S C C の清算については、J S C C の「株式等のDVP決済事務処理要領」及び「ETF設定・交換決済事務処理要領 (ETF特別清算参加者・登録信託銀行向け)」参照。 ※ 振替請求 (市場取引) については、第2章第3節2. 例外的な手続 (1) 「指定証券取引清算機関の対象取引の決済に係る振替の取扱い」参照。 ※ 機構加入者は、J S C C の定めるところにより、左記①の口座振替が実行されるように対処する。 ※ 午後1時に行われるネットデビット処理において左記②の口座振替は実行される。J S C C は当該振替が実行されるように現金差入担保入金通知を通知する。 ※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者に対しては、統合

内 容	備 考
統合W e b 端末 (b) 取扱時間 振替の実行後直ちに (c) 通知事項 ① 口座残高増減区分 ② 相手方機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 振替数量 ⑤ メッセージ ⑥ 株式等リファレンスNO ⑦ その他機構が定める事項 2. 解約時抹消 機構が振替機関として解約（受益者の請求によりその振替投資信託受益権に係る投資信託契約の一部解約（交換を除く。）することをいう。以下この節において同じ。）に係る抹消（以下この章において「解約時抹消」という。）を行う場合において、機構加入者が当該解約を自らのために行うとき又は加入者から交換に係る委任を受けたときの手続については、1.（1）「機構取扱対象株式等と交換される場合」に準じる。ただし、1.（1）eについては、以下のとおり行う。 e 受託会社による金銭の交付 受託会社は、「抹消済通知（抹消口記録）」の受領及び内容を確認し、抹消日の午後1時まで、一部解約を行う機構加入者に対して、金銭を交付する。 3. 一部抹消 (1) 機構加入者による一部抹消予定情報の通知 機構が振替機関として一部抹消（加入者の請求により当該加入者の振替投資信託受益権を抹消することをいい、交換時抹消、解約時抹消及び償還時抹消（5.における償還時抹消をいう。）を除く。以下この節において同じ。）を行う場合において、機構加入者が当該一部抹消を自らのために行うとき又は加入者から一部抹消に係る委任を受けたときは、機構加入者は、機構に対して、一部抹消により減少記録される振替投資信託受益権の情報として「一部抹消予定情報通知」を通知する。	W e b 端末のみの通知となる。 （業 277 条の 6、施 355 条の 6） ※ 処理フローについては、参考 1 1 参照 ※ 金銭の交付については、機構システム外の処理となる。 （業 277 条の 7、施 355 条の 7） ※ 「一部抹消予定情報通知」については、システム上「交換時抹消予定情報通知」を利用する。 ※ 「一部抹消予定情報通知」は、振替投資信託受益権が抹消される機構加入者の区分口座に抹消予定口数以上の残高が記録されている場合のみ受付可能と

内 容	備 考
a 通知手段 統合W e b 端末 b 取扱時間 抹消日の午後 2 時 30 分まで c 通知事項 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 抹消を行う口数 ④ 抹消日 ⑤ その他機構が定める事項 (2) 抹消口への記録 機構は、機構加入者から(1)の「一部抹消予定情報通知」を受けた場合には、直ちに、その内容に基づき、抹消口への記録を行う。 (3) 抹消口記録情報の通知 機構は、(2)の抹消口への記録を行った場合には、発行者、機構加入者及び受託会社に対して、抹消口記録情報として「抹消済通知(抹消口記録)」を以下のとおり通知する。 a 通知手段 (a) 発行者への通知 統合W e b 端末 (b) 機構加入者への通知 統合W e b 端末及びオンラインリアルタイム接続 (c) 受託会社への通知 統合W e b 端末 b 取扱時間	する。 ※ 「一部抹消予定情報通知」は、一部抹消を行う加入者ごとに通知するものとする。 (業 277 条の 8) ※ 「一部抹消予定情報通知」により抹消口へ記録された残高は、記録後、振替の対象とすることができない。 ※ 発行者、機構加入者及び受託会社は、「抹消済通知(抹消口記録)」の他、抹消に係る処理の進捗状況を、統合W e b 端末の「新規記録・抹消(交換)状況一覧」により確認することができる。 ※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者へは統合W e b 端末のみの通知となる。

内 容	備 考
抹消口記録後直ちに c 通知事項 ① 株式等リファレンスNO ② 進捗ステータス（信託財産振替済通知待） ③ 振替投資信託受益権の銘柄 ④ 銘柄コード ⑤ 抹消口に記録した口数 ⑥ 委託会社コード ⑦ 受託会社コード ⑧ 抹消申請機構加入者の機構加入者コード ⑨ 抹消日 ⑩ その他機構が定める事項 （４）抹消口記録情報の確認 発行者、機構加入者及び受託会社は、（３）の「抹消済通知（抹消口記録）」を受けた場合には、抹消日の午後２時３０分までに、「抹消済通知（抹消口記録）」の内容を確認し、抹消を行う内容と相違がないかの確認を行う。	※ 機構加入者は、「抹消済通知（抹消口記録）」の内容に相違があった場合には、抹消日の午後２時３０分までに、通知済の「一部抹消予定情報通知」を取り消した上で、機構に対し、あらためて、（１）の「一部抹消予定情報通知」の通知を行う。機構加入者が、「一部抹消予定情報通知」の取消しを行う場合には、事前に発行者及び受託会社に対して連絡を行う。 ※ 発行者及び受託会社は、「抹消済通知（抹消口記録）」の確認の結果、内容に相違がある場合には、速やかに機構加入者に対して連絡を行う。 ※ 機構加入者が、やむを得ず抹消日の前営業日の午後２時３０分以降に「一部抹消予定情報通知」の取消し及び再通知を行う必要がある場合には、機構加入者は、あらかじめ、機構、発行者及び受託会社に対して連絡を行った上で、同日の

内 容	備 考
(5) 機構加入者による一部抹消の申請 機構加入者は、抹消日に、機構に対して、「信託財産振替済通知（抹消申請）」を通知する。 a 通知手段 統合W e b 端末 b 取扱時間 抹消日の午前9時から午後3時30分まで c 通知事項 ① 株式等リファレンスNO ② 抹消申請機構加入者の機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ その他機構が定める事項 (6) 振替口座簿への記録 機構は、機構加入者から(5)の「信託財産振替済通知（抹消申請）」を受けたときは、直ちに、振替口座簿に減少の記録を行うとともに、抹消口の記録を消去する。 (7) 抹消済通知 機構は、振替口座簿に減少記録を行った処理結果として、発行者、機構加入者及び受託会社に対して「抹消済通知」を通知する。 a 通知手段 (a) 発行者への通知 統合W e b 端末	午後3時30分までに通知の取消し及び再通知を行う。 (業277条の9) ※ 機構加入者が、取扱時間中に「信託財産振替済通知（抹消申請）」を通知しなかった場合には、機構は、翌営業日以降当該通知が通知されるまで、抹消口への記録を続ける。 (業277条の10、施355条の8)

内 容	備 考
(b) 機構加入者への通知 統合W e b 端末及びオンラインリアルタイム接続 (c) 受託会社への通知 統合W e b 端末 b 取扱時間 抹消後直ちに c 通知事項 ① 株式等リファレンスNO ② 進捗ステータス (抹消済) ③ 振替投資信託受益権の銘柄 ④ 銘柄コード ⑤ 抹消した口数 ⑥ 委託会社コード ⑦ 受託会社コード ⑧ 抹消申請機構加入者の機構加入者コード ⑨ 抹消日 ⑩ その他機構が定める事項 (8) 処理結果の通知 機構は、抹消の処理結果として、発行者、機構加入者及び受益者名簿管理人に対して、以下のデータを通知する。 a 発行者への通知 (a) 通知手段 統合W e b 端末からのC S Vファイルダウンロード (b) 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前7時から午後8時まで	※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者へは統合W e b 端末のみの通知となる。

内 容	備 考
(c) 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」 b 機構加入者への通知 (a) 通知手段 ファイル伝送 (b) 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時まで (c) 配信データ 「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」 c 受益者名簿管理人への通知 (a) 通知手段 ファイル伝送 (b) 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時まで (c) 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」 4. 交換時抹消予定情報通知等の通知の制限 (1) 制限される交換時抹消予定情報通知等 機構は、特定の銘柄を抹消する際に1. (1) a (2. で準じる場合を含む。) 及び3. (1) において機構加入者が通知する「交換時抹消予定情報通知」、「解約時抹消予定情報通知」及び「一部抹消予定情報通知」について、以下に掲げる通知の入力を制限する。 ① 投資信託受益権併合効力発生日又は投資信託受益権分割効力発生日の前営業日（②において「前営業日」という。）に行われる通知の入力 ② 前営業日の業務終了時において抹消口に登録が行われていることとなる通知の入力 ③ その他通知の入力をしないことが必要と機構が認める通知の入力	(業 277 条の 12、施 355 条の 10)

内 容	備 考
(2) 制限を実施する旨の通知 機構は、(1) の制限を実施する場合には、制限対象となる振替投資信託受益権銘柄の発行者及び受託会社並びに機構加入者及び間接口座管理機関に対し、以下に掲げる事項を Target 保振サイトにより通知する。 ① 銘柄コード ② 銘柄名 ③ 制限日 ④ その他機構が必要と認める事項 5. 償還時抹消 (1) 発行者による償還に係る事項の通知 発行者は、振替投資信託受益権について償還をしようとする場合には、機構に対し、償還日等の償還に係る情報を、速やかに（信託終了日の2週間前までに）Target 保振サイトにより通知する。 (2) 機構による償還に係る事項の通知 機構は、(1) の通知を受けたときは、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、償還日等の償還に係る情報を Target 保振サイトにより通知する。 (3) 振替口座簿の記載又は記録の抹消 機構及び口座管理機関は、償還金支払日の業務開始時（午前9時）に、その備える振替口座簿における償還が行われる振替投資信託受益権についての全部の記載又は記録を抹消する。 (4) 処理結果の通知 機構は、抹消の処理結果として、発行者、機構加入者及び受益者名簿管理人に対して、以下のデータを通知する。 a 発行者への通知 (a) 通知手段 統合Web端末からのCSVファイルダウンロード (b) 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前7時から午後8時まで	※ 発行者による通知の詳細は、第13節「振替投資信託受益権の取扱廃止時の取扱い」第1 1. を参照。 ※ 機構による通知の詳細は、第13節「振替投資信託受益権の取扱廃止時の取扱い」第3 1. (2) を参照。 (業277条の6の4、施355条の6の5)

内 容	備 考
(c) 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」 b 機構加入者への通知 (a) 通知手段 ファイル伝送 (b) 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前 3 時から午後 8 時まで (c) 配信データ 「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」 c 受益者名簿管理人への通知 (a) 通知手段 ファイル伝送 (b) 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前 3 時から午後 8 時まで (c) 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」 6. 全部抹消 「全部抹消手続」については、第 2 章第 5 節「抹消手続」の 2.「全部抹消の取扱い」((4)の「(新設合併、新設分割又は株式移転に伴う全部抹消については全部抹消日の午後 3 時 30 分に)」及び(6)の「(新設合併、新設分割又は株式移転に伴う全部抹消については全部抹消日の翌営業日)」という記載を除く。)に準じる。	(業 277 条の 12 の 2、施 355 条の 10 の 2 及び 355 条の 10 の 3)

以 上

第6節 振替投資信託受益権の併合及び分割に係る手続

内 容	備 考
	※ 振替投資信託受益権の併合又は分割を行う場合には、発行者は以下の事項を対象銘柄の投資信託約款において手当てする必要がある。 ① 減少比率又は増加比率の乗算対象は、加入者ごと（質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行われている場合には特別受益者ごと）の口数となる旨 ② 端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口座に記録し、端数部分については他の受益者から生じる端数部分と合算する旨 ③ 上記②の合算による整数部分を発行者が機構に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てる旨 ④ 発行者が機構に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分を所有する受益者に分配する旨 ※ 対象銘柄に応じて、上記の他以下の事項についても、投資信託約款において手当てする必要がある場合がある。 ⑤ 併合又は分割に際して、受益者からの交換又は一部解約の申請について制限が行われる場合がある旨 ⑥ 併合又は分割に際して、受益者からの特例投資信託受益権に係る個別移行申請について制限が行われる場合がある旨 ⑦ 併合の日又は分割の日以降の特例

内 容	備 考
1. 併合の取扱い 振替投資信託受益権の併合に係る手続については、振替株式の併合に係る手続に準じて、以下のとおり取り扱う。 (1) 発行者による併合に係る事項の通知 発行者は、振替投資信託受益権の併合に係る決定をしたときは、機構に対し、速やかに、併合の日（以下、併合日という。）の2週間前の日又は併合に係る受益者確定日（当該受益者確定日が休業日の場合は、その前営業日）の前営業日から起算して7営業日前のいずれか早い日までに、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知（「第2節 発行者の決定事項等の通知」参照）する。 ① 振替投資信託受益権の併合に係る振替投資信託受益権の銘柄（以下、投資信託受益権併合銘柄という。）及び銘柄コード ② 併合日（効力発生日） ③ 減少比率（併合後の投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の総口数／併合前の投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の総口数） ④ 併合の手続に係る日程 (2) 機構による Target 保振サイトによる通知 機構は、発行者から（1）の通知を受けた場合には、併合日の1ヶ月前の日に（併合日の1ヶ月前の日以降に（1）の通知を受けた場合には、通知を受けた後速やかに）、Target 保振サイトにより、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。 ① 投資信託受益権併合銘柄及び銘柄コード ② 併合日 ③ 減少比率 ④ 新投資信託受益権口数申告日 ⑤ 調整投資信託受益権口数記録日 (3) 機構による総受益者通知日程案内	投資信託受益権に係る個別移行申請については、受益者は発行者による差替え後の受益証券によって行う必要がある旨 ※ 併合における振替口座簿に係る処理概要については株式併合の場合の振替口座簿への記録イメージ（第2章第6節資料2-6-1）、標準的な事務処理日程のフロー図については参考12参照。 （業12条、施6条） ※ 発行者は、併合を中止する場合には、Target 保振サイトにより、その旨を速やかに機構に通知する。 （業12条） （業283条の3、施356条の2及び356条）

内 容	備 考
機構は、受益者確定日（併合日の前日）の前営業日から起算して5営業日前の日に、「総受益者通知日程案内」を機構加入者及び投資信託受益権併合銘柄の受託会社に通知する。 a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 b 取扱時間 （a）ファイル伝送 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時 （b）統合Web端末 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。 c 主な通知事項 ① 投資信託受益権併合銘柄の銘柄コード ② 総受益者通知事由 ③ 増減資種別 ④ 配分明細区分 ⑤ 日程案内（総受益者報告対象投資信託受益権口数通知日、総受益者報告データ報告日（自/至）、総受益者通知日、配分明細通知日、振替口座簿記録予定日） ⑥ 併合日 ⑦ 受益者確定日（併合日の前日） ⑧ 減少比率 （4）機構及び口座管理機関による記録すべき投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数の計算 a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄（以下、保有欄という。）に併合日において記録すべき投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数の計算 機構及び口座管理機関は、併合日の前営業日において、その加入者の保有欄に記録されている投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数から減少させるべき振替投資信託受益権の口数を減じた口数を算出する。 減少させるべき振替投資信託受益権の口数は、次の①と②の合計口数とする。 ① 保有欄に記録されている投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数（特別受益	の3) ※ 「総受益者通知日程案内」の通知は、システム上、振替株式に係る「総株主通知日程案内」を利用する。 ※ 直接口座管理機関は、機構から「総受益者通知日程案内」を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。 （業 277 条の 13）

内 容	備 考
者の申出がされていないものに限る。) から当該口数に減少比率を乗じて得た口数(端数は切り捨て。)を減じて得た口数 ② 保有欄に記録されている投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数(特別受益者の申出がされているものに限る。)から、特別受益者ごとの振替投資信託受益権の口数から当該口数にそれぞれ減少比率を乗じて得た口数(端数は切り捨て。)を減じて得た口数の合計口数 b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄(以下、質権欄という。)における記録すべき投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数の計算 機構及び口座管理機関は、併合日の前営業日において、その加入者の質権欄に記録されている投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数から減少させるべき口数を減じた口数を算出する。 減少させるべき振替投資信託受益権の口数は、次の口数とする。 ① 質権欄に記録されている受益者ごとの投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数から、当該数にそれぞれ減少比率を乗じて得た口数(端数は切り捨て。)を減じて得た口数の合計口数 (5) 機構加入者による新投資信託受益権口数申告 a 直接口座管理機関による顧客口に係る申告 直接口座管理機関は、併合日の前営業日に、機構に対し、新投資信託受益権口数申告として、以下の事項等を通知する。 (a) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 (b) 取扱時間 ア ファイル伝送 併合日の前営業日の午前3時から午後8時 イ 統合Web端末 併合日の前営業日の午前9時から午後8時 (c) 主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 投資信託受益権併合銘柄の銘柄コード ③ 区分口座に記録すべき投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数((4)で計算した口数)	※ 振替投資信託受益権については、登録質に係る取扱いはない。 (業 277 条の 13、施 355 条の 14) ※ 「新投資信託受益権口数申告」の通知は、システム上、振替株式に係る「新株式数申告」を利用する。 ※ 機構に複数の顧客口である区分口座の開設を受けている直接口座管理機関は、当該顧客口である区分口座ごとに申告を行う。 ※ 直接口座管理機関は、その直近下位機関から併合日に記録すべき投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の合計口数の通知を受けたときは、機構に対し、当該口数を併せて通知する。 ※ 新投資信託受益権口数申告の訂正及び取消を行う場合には、以下の取扱いとする。

内 容	備 考
b 機構加入者による自己口に係る申告（担保専用口及び信託口） 担保専用口及び信託口（信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。）を有する機構加入者は、併合日の前営業日に、機構に対し、新投資信託受益権口数申告として、以下の事項等を通知する。 （a）通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末 （b）取扱時間 ア ファイル伝送 併合日の前営業日の午前3時から午後8時 イ 統合W e b 端末 併合日の前営業日の午前9時から午後4時 （c）主な通知事項 ① 機構加入者コード（区分口座） ② 投資信託受益権併合銘柄の銘柄コード ③ 区分口座に記録すべき投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数（（4）で計算した口数） （6）機構及び口座管理機関による振替口座簿の記録	・ 併合日の前営業日に統合W e b 端末から訂正を行う場合には、入力済の申告を取り消したうえで統合W e b 端末からの再入力により、ファイル伝送により訂正を行う場合には、前日請求ファイルの再送による。 ・ 併合日及び併合日の翌営業日に訂正を行う場合には、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・ 併合日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。 ※ 「新投資信託受益権口数申告」のデータ設定については接続仕様書の「株式等振替システム 参考資料（新株式数申告の入力について）」参照。 ※ 「新投資信託受益権口数申告」を伴う受益者確定日が定められた場合には、担保の解除を行うことにより、担保専用口 to 他の機構加入者に特別受益者管理事務の再委託をしている投資信託受益権は記録されていないものとする。 （業 277 条の 13、施 355 条の 15）

内 容	備 考
a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄における記録 機構及び口座管理機関は、併合日の業務開始時（午前9時）に、（4） a で計算した減少させるべき口数の減少の記録をする。 b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄における記録 機構及び口座管理機関は、併合日の業務開始時（午前9時）に、（4） b で計算した減少させるべき口数の減少の記録をする。 c 機構及び口座管理機関の加入者の顧客口における記録 機構及び口座管理機関は、併合日の業務開始時（午前9時）に、直近下位機関の口座の顧客口に記録されている投資信託受益権併合銘柄について、当該直近下位機関からの「新投資信託受益権口数申告」に基づき、減少の記録をする。 （7）直接口座管理機関による総受益者報告 直接口座管理機関は、機構からの（3）の「総受益者通知日程案内」に従い、受益者確定日（併合日の前日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの投資信託受益権併合銘柄に係る情報を、併合日及びその翌営業日において、「総受益者報告データ」として機構に通知する。 （8）機構による割当計算 a 割当計算対象受益者 機構は、併合日の翌営業日に、併合日の前営業日における投資信託受益権併合銘柄の受益者について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総受益者報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。 b 割当計算の方法	※ 特別受益者管理簿についても、併合日の業務開始時（午前9時）に、特別受益者管理簿に記録された特別受益者ごとの振替投資信託受益権の口数にそれぞれ減少比率を乗じて得た口数（端数は切り捨て。）を減じて得た口数の減少の記録をする。 （業 283 条の 5、施 356 条の 5 から 356 条の 8 まで） ※ 「総受益者報告」を行う場合には、システム上、振替株式に係る「総株主報告データ」を利用する（第 2 章第 9 節「総株主通知に係る手続」参照）。 （業 277 条の 14、施 355 条の 16 及び 355 条の 17） ※ 併合によって生ずる調整投資信託受益権口数の記録処理の概要については、株式併合の場合の端数調整後株数の記録イメージ（第 2 章第 6 節資料 2－6－3）参照。 ※ 受益者ごとの投資信託受益権併合銘柄

内 容	備 考
機構は、投資信託受益権併合銘柄について、受益者ごとに、当該受益者の投資信託受益権併合銘柄の口数（当該受益者の保有欄に記録されていた口数と、略式譲渡担保権者又は略式質権者の口座に記録されている当該受益者の投資信託受益権併合銘柄の口数を合計した口数。）に減少比率を乗じて得た口数を算出する。さらに、当該口数から併合日において各口座に記録されるべき口数の合計口数を減じて得た口数（以下「調整投資信託受益権口数」という。）を算出し、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める口座に割り当てる。 ① 調整投資信託受益権口数のうち整数 受益者の自己口のうち、併合日の前営業日において最も大きい投資信託受益権併合銘柄の口数を記録していた口座（最も大きい口数を記録していた口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座） ② 調整投資信託受益権口数のうち小数点以下の口数（端数）の合計口数（小数点以下切捨て） 発行者が機構に届け出た口座 （９）機構による配分明細通知データの通知 機構は、（８）の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、併合日から起算して３営業日目の日に、併合日にその口座に投資信託受益権併合銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。 a 通知手段 ファイル伝送 b 取扱時間 併合日から起算して３営業日目の日（総受益者通知日）の午前３時から午後８時 c 主な通知事項 ① 機構加入者コード ② 投資信託受益権併合銘柄及び銘柄コード ③ 総受益者通知事由（増減資の種別） ④ 割当ての対象となる加入者の加入者口座コード（調整投資信託受益権口数のうち小数点以下の口数の合計口数（小数点以下切捨て）の割当てを受ける発行者が機構に届け出た口座の加入者口座コードを含む） ⑤ 譲渡担保権者又は質権者の加入者口座コード ⑥ 配分数量（調整投資信託受益権口数を含む。） ⑦ 調整投資信託受益権口数の振替口座簿記録予定日 ⑧ 調整投資信託受益権口数 ⑨ 調整投資信託受益権口数の効力発生日	柄の口数は、機構において、加入者ごとに、名寄せ合算した口数とする。 ※ 調整投資信託受益権口数は、譲渡担保設定者又は質権設定者となる加入者の保有欄へ割当てを行い、譲渡担保権者又は質権者の口座に特別受益者又は受益者として記録されている口座への割当ては行わない。 ※ ①において、略式質権の設定された振替投資信託受益権又は特別受益者の申出のされた振替投資信託受益権については、受益者確定日において、その受益者又は特別受益者の加入者口座コードに係る口座に記録されていたものとして取り扱う。 （業 277 条の 14） ※ 直接口座管理機関は、機構から割当計算後に記録すべき投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（投資信託受益権併合銘柄を記録すべき口座の加入者の上位機関に限る。）に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。

内 容	備 考
機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整投資信託受益権口数を記録すべきときは、併合日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、その口数を記録すべき顧客口において、当該口数の増加の記録をする。 b 口座管理機関における調整投資信託受益権口数の記録手続 （a）自己口における増加の記録 口座管理機関は、調整投資信託受益権口数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、併合日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整投資信託受益権口数の増加の記録をする。 （b）顧客口における増加の記録 口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整投資信託受益権口数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、併合日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、調整投資信託受益権口数を記録すべき顧客口において、当該口数の増加の記録をする。 （12）併合に際しての留意事項 a 交換時抹消予定情報通知等の通知の制限 b 個別移行申請に係る受付の制限 2. 分割の取扱い 1. 「併合の取扱い」に準じる。	※ 機構及び口座管理機関は、新投資信託受益権口数申告に基づき併合日に振替口座簿に記録した口数と配分明細通知データに不整合があった場合には、必要な修正を行う。 ※ 第5節「抹消手続」の4.「交換時抹消予定情報通知等の通知の制限」を参照。 ※ 第13節「特例投資信託受益権の移行に係る取扱い」の7.「移行申請に係る受付制限」を参照。 （業277条の15及び16、施355条の19から355条の26まで及び356条から356条の9まで）

以 上

第7節 信託の併合に係る取扱い

内 容	備 考
1. 信託の併合に係る各信託の受益権が振替投資信託受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付する場合（法第121条の3）の手続 （1）発行者の決定事項等の通知 従前の信託の振替投資信託受益権の発行者は、信託の併合に係る決定をしたときは、機構に対し、速やかに（信託併合効力発生日の2週間前の日又は信託の併合に係る受益者確定日（当該受益者確定日が休業日の場合は、その前営業日）の前営業日から起算して7営業日前のいずれか早い日までに）、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知する。 ① 従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄及び銘柄コード ② 従前の信託の受益者に対して交付する振替投資信託受益権の銘柄（以下、新たな信託の振替投資信託受益権の銘柄という。） ③ 割当比率 ④ 信託の併合の日程 ⑤ 信託併合効力発生日 ⑥ 従前の信託の受益者に対して交付する新たな信託の振替投資信託受益権の銘柄の振替投資信託受益権の口数（以下、1.において「交付する投資信託受益権の口数」という。）の総口数及び銘柄情報（公示情報） 添付書類 ① プレスリリース （2）機構による公示 機構は、（1）で発行者から公示情報を受領したときは、当該情報を機構ホームページに掲載することにより公示を行う。	（業277条の17から277条の18まで、施355条の27から355条の34まで） ※ 処理フローについては、参考14参照。 （業12条） ※ 発行者は、通知の後に信託の併合を行わないこととなったときは、直ちに、機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知するものとし、機構は、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。 ※ 左記の通知は、法第121条の3第1項の通知である。 ※ 発行者は公示情報の内容に変更が生じた場合は、変更後の公示情報を機構に提出する。 （業285条） ※ 機構は、発行者から公示情報に変更が生じた旨の通知を受けた場合は、公示情報の訂正を行う。 ※ 公示についての詳細は、第13節「振替投資信託受益権の総口数等の公示」参

内 容	備 考
信託併合効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時まで (c) 主な通知事項 ① 機構加入者コード (区分口座) ② 従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄 ③ 区分口座に記録すべき交付する振替投資信託受益権の口数 (全加入者分の合算値) b 機構加入者による自己口に係る申告 (担保専用口及び信託口) 担保専用口及び信託口 (信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。) を有する機構加入者は、信託併合効力発生日の前営業日に、機構に対し、新投資信託受益権口数申告として、以下の事項等を通知する。 (a) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 (b) 取扱時間 ア ファイル伝送 信託併合効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時まで イ 統合Web端末 信託併合効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時まで (c) 主な通知事項 ① 機構加入者コード (区分口座) ② 従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄 ③ 区分口座に記録すべき交付する振替投資信託受益権の口数	に対し、当該口数を併せた口数を通知する。 ※ 新投資信託受益権口数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。 - 信託併合効力発生日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新投資信託受益権口数申告をした場合は、入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送により新投資信託受益権口数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 - 信託併合効力発生日及び信託併合効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 - 信託併合効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。 ※ 新投資信託受益権口数申告を伴う受益者確定日が定められた場合は、担保の解除等を行うことにより、担保専用口に他の機構加入者に特別受益者管理事務の再委託をしている投資信託受益権は記録されていないものとする。

内 容	備 考
(7) 機構及び口座管理機関による振替口座簿の記録 a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄における記録 機構及び口座管理機関は、信託併合効力発生日の業務開始時（午前9時）に、従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄の記録の抹消と、（5）aで計算した交付する振替投資信託受益権の口数の記録をする。 b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄における記録 機構及び口座管理機関は、信託併合効力発生日の業務開始時（午前9時）に、従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄の記録の抹消と、（5）bで計算した交付する振替投資信託受益権の口数の記録をする。 c 機構及び口座管理機関の加入者の顧客口における記録 機構及び口座管理機関は、信託併合効力発生日の業務開始時（午前9時）に、直近下位機関の口座の顧客口に記録されている従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄の記録を抹消し、当該直近下位機関からの新投資信託受益権口数申告に基づき交付する振替投資信託受益権の口数を記録する。 (8) 直接口座管理機関による総受益者報告 直接口座管理機関は、機構からの総受益者通知日程案内に従い、受益者確定日（信託併合効力発生日の前日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄である振替投資信託受益権の口数に係る情報を、信託併合効力発生日及びその翌営業日において「総受益者報告データ」として機構に通知する。 (9) 機構による割当計算 a 割当計算対象受益者 機構は、信託併合効力発生日の翌営業日に、信託併合効力発生日の前日における従前の信託の振替投	(業 277 条の 17) ※ 信託併合効力発生日の業務開始時（午前9時）に、特別受益者管理簿において、従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄の記録を全部抹消するとともに、特別受益者ごとに、抹消した従前の信託である振替投資信託受益権の銘柄である振替投資信託受益権の口数にそれぞれ割当比率を乗じて得た口数（端数は切り捨て。）の新たな信託の振替投資信託受益権の銘柄の増加の記録をする。 (業 283 条の 5) ※ 総受益者報告の詳細については、第 10 節「総受益者通知に係る手続」参照。 (業 277 条の 18)

内 容	備 考
資信託受益権の銘柄の受益者について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総受益者報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。 b 割当計算の方法 機構は、受益者ごとに、当該受益者の従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄である振替投資信託受益権の口数（当該受益者の保有欄に記録されていた口数と、譲渡担保権者又は質権者の口座に記録されている当該受益者の口数を合計した口数。）に割当比率を乗じて交付する振替投資信託受益権の口数を算出する。当該口数から信託併合効力発生日において各口座に記録されるべき口数の合計口数を減じて得た口数（以下「調整投資信託受益権口数」という。）を算出し、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める口座に割り当てる。 ① 調整投資信託受益権口数のうち整数 受益者の自己口のうち、信託併合効力発生日の前日において最も大きい振替投資信託受益権の口数を記録していた口座（最も大きい口数を記録していた口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座） ② 調整投資信託受益権口数のうち小数点以下の口数（端数）の合計口数（小数点以下切捨て） 発行者の口座 (10) 機構による配分明細通知データの通知 機構は、（９）の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、信託併合効力発生日から起算して３営業日目の日に、信託併合効力発生日の前日にその口座に従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。 a 通知手段 ファイル伝送 b 取扱時間 信託併合効力発生日から起算して３営業日目の日（総受益者通知日）の午前３時から午後８時まで c 主な通知事項 ① 機構加入者コード ② 新たな信託の振替投資信託受益権の銘柄 ③ 総受益者通知事由（増減資等の種別） ④ 割当ての対象となる加入者の加入者口座コード（振替投資信託受益権が交付される場合に調整投	※ 受益者ごとの従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄である振替投資信託受益権の口数は、機構において、加入者ごとに、名寄せ合算した口数とする。 ※ 調整投資信託受益権口数は、加入者の保有欄へ割当て、譲渡担保権者又は質権者の口座に特別受益者又は受益者として記録されている口座への割当ては行わない。 ※ ①において、質権の設定された振替投資信託受益権又は特別受益者の申出のされた振替投資信託受益権については、受益者確定日において、その受益者又は特別受益者の加入者口座コードに係る口座に記録されていたものとして取り扱う。 （業 277 条の 18） ※ 直接口座管理機関は、機構から割当計算後に記録すべき交付する振替投資信託受益権の口数に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（信託の併合により新たな信託の振替投資信託受益権の銘柄を記録すべき口座の加入者の上位機関に限る。）に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。

内 容	備 考
資信託受益権口数のうち小数点以下の口数の割当てを受ける発行者の自己口を含む) ⑤ 譲渡担保権者又は質権者の加入者口座コード ⑥ 配分数量（調整投資信託受益権口数を含む。） ⑦ 調整投資信託受益権口数の振替口座簿記録予定日 ⑧ 調整投資信託受益権口数 ⑨ 調整投資信託受益権口数の効力発生日 (11) 機構による総受益者通知 機構は、信託の併合に係る受益者確定日（信託併合効力発生日の前日）における従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄の受益者について、受託会社に対し、信託併合効力発生日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。 (12) 機構及び口座管理機関における調整投資信託受益権口数の記録手続 a 機構における調整投資信託受益権口数の記録手続 (a) 自己口における増加の記録 機構は、調整投資信託受益権口数を記録すべき自己口を開設しているときは、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整投資信託受益権口数の増加の記録をする。 (b) 顧客口における増加の記録 機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整投資信託受益権口数を記録すべきときは、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、その口数を記録すべき顧客口において、当該口数の増加の記録をする。 b 口座管理機関における調整投資信託受益権口数の記録手続	(業 283 条の 6) ※ 機構は、割当計算後の新たな信託の振替投資信託受益権の銘柄の受益者ごとの振替投資信託受益権の口数及び発行者の自己口に記録すべき新たな信託の振替投資信託受益権の銘柄である振替投資信託受益権の口数に係る受益者ごとの小数点以下の口数を、総受益者通知により受託会社に通知する。 ※ 総受益者通知の手続の詳細については、第 10 節「総受益者通知に係る手続」参照。 (業 277 条の 18) ※ 機構及び口座管理機関は、新投資信託受益権口数申告に基づき信託併合効力発生日に振替口座簿に記録した口数と配分明細通知データに不整合があった場合は、必要な修正を行う。

内 容	備 考
(a) 自己口における増加の記録 口座管理機関は、調整投資信託受益権口数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整投資信託受益権口数の増加の記録をする。 (b) 顧客口における増加の記録 口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整投資信託受益権口数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、調整投資信託受益権口数を記録すべき顧客口において、当該口数の増加の記録をする。	
2. 信託の併合により消滅すべき受益権が振替投資信託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付する場合の手続 (1) 信託の併合により消滅すべき受益権が記名受益権である場合（法第121条において読み替えて準用する第86条の2） 信託の併合により消滅すべき受益権（無記名受益権を除く。）が振替投資信託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付することによって新規記録される場合（第3節（5））参照 (2) 信託の併合により消滅すべき受益権が無記名受益権である場合 信託の併合により消滅すべき受益権（無記名受益権に限る。）が振替投資信託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付することによって新規記録される場合（第3節（6））参照	（業277条の19、施355条の35） ※ 処理フローについては、参考15参照。 ※ 実際の処理は第2章第2節「新規記録手続」の第4「募集以外の事由による振替株式の発行等」8.「合併等の対価として消滅会社等（その株式が振替株式でないものに限る。）の株主に対して交付される振替株式」別紙2-2-1「合併等において非振替株式に振替株式を割り当てる場合の手続」1-1.「吸収合併」に準じる。ただし、（7）cを除く。 ※ 処理フローについては、参考16参照。 ※ 実際の処理は第3節「新規記録手続」2.「新規記録の取扱い」（1）「機構取扱株式等の提出によって新規記録され

内 容	備 考
3. 信託の併合により消滅すべき受益権が振替投資信託受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権でない受益権を交付する場合（法第 121 条の 4）の手續 全部抹消手續（第 5 節）参照	る場合（新規記録の早期化の条件を満たさない場合）」に準じる。 （業 277 条の 20、施 355 条の 36） ※ 処理フローについては、参考 17 参照。

以 上

第8節 リコンサイルの手続

内 容	備 考
1. 発行者における振替口座簿に記録すべき口数についての照合 (1) 機構による通知 機構は、毎営業日の午前7時から午後8時までの間に、すべての発行者に対して、当該発行者が発行するすべての振替投資信託受益権について、統合Web端末からのCSVファイルダウンロードにより、次に掲げる事項を「口座処理結果ファイル（残高及び処理明細）」にて通知する。 ① 銘柄ごとの振替投資信託受益権の口数（前々営業日及び前営業日の確定残高、当日の振替開始時の残高） ② 前々営業日振替終了時から前営業日振替終了時、前営業日振替終了時から当日振替開始時の間の新規記録又は抹消した口数 (2) 発行者における照合 発行者は、機構から（1）の通知を受けた日に、通知された銘柄ごとの振替投資信託受益権の口数と自ら管理する口数との照合を行う。 (3) 発行者における照合で口数に相違があることとなった場合の手続 発行者は、（2）の照合結果に相違がある銘柄がある場合には、直ちに、機構に対して、電話及びTarget保振サイトにて連絡をする。発行者及び機構は、相違があることとなった理由を確認し、必要な修正を行う。 2. 機構加入者における振替口座簿に記録すべき口数についての照合 (1) オンライン業務終了後の手続 a 機構による通知 機構は、毎営業日のオンライン業務終了後の午後4時30分から午後8時までの間に、機構加入者に対して、ファイル伝送により、次に掲げる事項等を「残高確認データ」にて通知する。 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 各区分口座に記録された銘柄ごとの振替投資信託受益権の口数	（業 279 条） ※ 「リコンサイル不一致連絡票（発行者用）」については、機構ホームページに掲載の書式（ST06-10）を参照。

内 容	備 考
④ 機構加入者の各区分口座に係るほふりクリアリング口座の銘柄ごとの振替投資信託受益権の口数 b 機構加入者における照合 機構加入者は、機構から（１）a の通知を受けた日に、その内容と、自らが管理する情報との照合を行う。 c 機構加入者における照合で口数に相違があることとなった場合の手続 機構加入者は、（１）b の照合結果に相違がある銘柄がある場合には、直ちに、機構に対して、電話及びTarget保振サイトにて連絡をする。機構加入者及び機構は、相違があることとなった理由を確認し、必要な修正を行う。 （２）夜間バッチ終了後 a 機構による通知 機構は、毎営業日の午前３時から午後８時までの間に、機構加入者に対して、ファイル伝送により、機構加入者の区分口座ごとに、次に掲げる事項等を「帳表ファイル（機構加入者別口座残高表及び機構加入者別口座処理明細表）」にて通知する。 ① 機構加入者の各区分口座に記録された銘柄ごとの振替投資信託受益権の口数 ② 質権口に記録されている振替投資信託受益権の受益者の加入者口座コード及び当該受益者ごとの振替投資信託受益権の銘柄及びその口数 b 機構加入者における照合 機構加入者は、機構から（２）a の通知を受けた日に、その内容と、自らが管理する情報との照合を行う。 c 機構加入者における照合で口数に相違があることとなった場合の手続 機構加入者は、（２）b の照合結果に相違がある銘柄がある場合には、直ちに、機構に対して、電話及びTarget保振サイトにて連絡をする。機構加入者及び機構は、相違があることとなった理由を確認し、必要な修正を行う。	※ 「リコンサイル不一致連絡票（口座管理機関用）」については、機構ホームページに掲載の書式（ST01-15）を参照。 ※ 「リコンサイル不一致連絡票（口座管理機関用）」については、機構ホームページに掲載の書式（ST01-15）を参照。

以上

第9節 超過記録発生時の取扱い

内 容	備 考
「超過記録発生時の取扱い」については、第2章第15節「超過記録発生時の取扱い」に準じる。	(業280条) ※ 第2章第15節「超過記録発生時の取扱い」の以下の①～⑦には、準じない。 ① 第1 1.(1) f ② 第1 1.(2) f ③ 第1 2.(1) ④ 第1 2.(2) a 及び b 並びに c の柱書 ⑤ 第2 1.(1) d 及び e ⑥ 第2 1.(2) b 及び c ⑦ 第2 2. 及び 3. ※ 機構は、機構の振替口座簿に記録された振替投資信託受益権の口数と当該振替投資信託受益権の総口数との間に不一致があり、不一致の解消ができなかった場合には、第2章第15節「超過記録発生時の取扱い」の第1 2.(2) c (a) 及び (b) の措置をとる。

以 上

第 10 節 総受益者通知に係る手続

内 容	備 考
1. 総受益者通知に係る受益者確定日及び通知受益者 (1) 受益者確定日 機構は、次の各号に掲げる事由（以下「総受益者通知事由」という。）のいずれかが生じたときは、当該総受益者通知事由に係る振替投資信託受益権の受託会社に対し、当該各号に定める日を総受益者通知に係る受益者を確定する日（以下「受益者確定日」という。）として、総受益者通知をする。 ① 信託の計算期間終了日が到来したとき。 当該計算期間終了日 ② 発行者が振替投資信託受益権に係る議決権を行使することのできる受益者を確定させるための日を定めたとき。 当該日 ③ 特定の銘柄の振替投資信託受益権について併合又は分割をしようとする場合であって、併合又は分割の日が到来したとき。 当該併合又は分割の日の前日 ④ 信託の併合に係る各受益権が振替投資信託受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付しようとするとき。 当該信託の併合に係る信託併合効力発生日の前日 ⑤ 信託の併合により消滅すべき受益権が振替投資信託受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権でない受益権を交付しようとするとき。 当該信託の併合に係る信託併合効力発生日の前日 ⑥ 特定の銘柄の振替投資信託受益権の償還に伴い、当該振替投資信託受益権の抹消が行われるとき。 当該振替投資信託受益権に係る投資信託の終了の日 ⑦ 機構が法第 22 条第 1 項の規定により法第 3 条第 1 項の指定を取り消された場合又は法第 41 条第 1 項の規定により当該指定が効力を失った場合であって、機構の振替業を承継する者が存しないとき。 当該指定が取り消された日又は当該指定が効力を失った日の前日 ⑧ 機構が特定の銘柄の振替投資信託受益権の取扱いを廃止したとき（⑥に規定する総受益者通知事由に係る総受益者通知をしているときを除く。）。 当該取扱いを廃止した日の前日 (2) 通知受益者 機構は、次の①～⑤に掲げる口数について、当該①～⑤にそれぞれ定める者を受益者確定日における総受益者通知の対象とする受益者（以下「通知受益者」という。）として、総受益者通知をする。この場合において、当該①～⑤に掲げる口数は、受益者確定日における最終のものを意味するものとする。 ① 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替投資信託受益権の口数（②、④及び⑤を除く。）	(業 283 条) ※ 機構は、原則として、既に設定されている受益者確定日の前後 7 営業日の期間に属する日を新たな受益者確定日として総受益者通知をすることはできない。 (業 283 条の 2)

内 容	備 考
当該口座の加入者 ② 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替投資信託受益権の口数のうち特別受益者管理簿（特別受益者管理簿に準ずる帳簿を含む。）に記載又は記録がされている口数 当該特別受益者管理簿に記載又は記録がされている口数に係る特別受益者 ③ 加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている質権投資信託受益権の口数 当該質権投資信託受益権に係る受益者 ④ 機構加入者の信託口（信託財産名義通知信託口を除く。）に記録がされている振替投資信託受益権であって、機構が備える信託財産名義管理簿に記録がされている口数（②の口数を除く。） 機構が備える信託財産名義管理簿に記録がされている当該振替投資信託受益権に係る信託財産名義 ⑤ 機構加入者の信託財産名義通知信託口に記録がされている振替投資信託受益権の口数 当該機構加入者が備える信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている当該振替投資信託受益権に係る信託財産名義 （３）総受益者通知請求 発行者は、投資信託約款にあらかじめ規定している場合には、機構に対して、当該発行者が定める受益者確定日の受益者についての総受益者通知の請求（以下「総受益者通知請求」という。）を次の a から e までは掲げるところにより行うことができる。 a 総受益者通知の請求事由 発行者は、投資信託約款において、総受益者通知請求を行う旨及び請求事由をあらかじめ規定している場合には、当該事由の範囲において、機構に対して、総受益者通知請求を行うことができる。 なお、総受益者通知請求に当たっては、総受益者通知の請求事由に、次に掲げる場合に該当する事情が存在するか否かを申告するものとする。 ① 人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき ② 犯罪目的を有するとき ③ 公序良俗に反するとき ④ 第三者への漏えいを目的とするとき ⑤ 受益者に対する営業行為を行う目的であるとき ⑥ 発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき	（業 283 条の 7 の 2、施 356 条の 13 の 2、356 条の 13 の 3） ※ 総受益者通知の請求事由は、その内容が具体的に規定されていることが望ましい。 ※ 総受益者通知の請求事由に当該事情が存在する場合には、機構はその請求を受理しない。

内 容	備 考
b 通知期限 受益者確定日の前日から起算して7営業日前の日 c 通知方法 発行者は、Target 保振サイトにより「総受益者通知請求書」を機構に対して提出する。 d 取扱時間 随時 e 通知内容 ① 受益者確定日 ② 総受益者通知請求の対象となる銘柄 ③ 総受益者通知請求を行う理由が投資信託約款において定められた事由が生じたためである旨 ④ 総受益者通知請求を行う理由がa①～⑥に該当するか否かの別 2. 総受益者通知の手続 「総受益者通知の手続」については、第2章第9節「総株主通知に係る手続」の2.「総株主通知の手続」に準じる。ただし、総受益者通知事由が1.（1）②、③、④及び⑤のうち発行者に対して通知すべきものに該当する場合には、発行者は受託会社に対して総受益者通知を受領する権限をあらかじめ与えなければならない。 3. 発行者に対する通知受益者に係る情報に変更が生じた場合の取扱い 「発行者に対する通知受益者に係る情報に変更が生じた場合の取扱い」については、第2章第9節「総株主通知に係る手続」の4.「発行者に対する株主情報の変更情報の提供」に準じる。	※ 受益者確定日が休業日である場合には、当該休業日の前営業日が受益者確定日である場合と同じ通知時限とする。 ※ 総受益者通知請求書は、機構ホームページに掲載の書式（ST80-07）を参照。 ※ 通知期限日当日の取扱時間は、午後4時までである。 （業283条の7の3、施356条の13の4） ※ 発行者は、原則として既に設定した受益者確定日の前後7営業日の期間に属する日を新たな受益者確定日として総受益者通知請求をすることはできない。 （業283条の3から283条の6まで、施356条から356条の10まで） （業283条の7、施356条の11から357条の13まで）

以 上

第 11 節 振替口座簿の情報提供請求の手続

内 容	備 考
1. 加入者による振替口座簿の情報提供請求の手続 加入者による振替口座簿の情報提供請求の手続は、第 2 章第 11 節「振替口座簿の情報提供請求の手続」 1. 加入者による振替口座簿の情報提供請求の手続に準じる。 2. 利害関係を有する者（発行者を除く。）による振替口座簿の情報提供請求の手続 利害関係を有する者（発行者を除く。）による振替口座簿の情報提供請求の手続は、第 2 章第 11 節「振替口座簿の情報提供請求の手続」 3. 利害関係を有する者（発行者を除く。）による振替口座簿の情報提供請求の手続に準じる。ただし、（1） a ③から⑥まで及び（2） b（a） ③から⑤までを除く。	（業 287 条、施 359 条）

以 上

第 12 節 分配金に関する取扱い

内 容	備 考
振替投資信託受益権の分配金の取扱いは、「振替株式の配当金の取扱い」に準じる。	(業 283 条の 3) ※ 振替株式の配当金の取扱いについては、第 2 章第 14 節「配当金に関する取扱い」を参照。 ※ 振替制度外で受益証券が発行されている特例投資信託受益権に係る分配金については、機構が備える振替受入簿及び振替口座簿への移行が完了するまで、株式数比例配分方式を利用して受領することができない(特例投資信託受益権の移行に係る取扱いについては、第 12 節を参照)。

以上

第13節 振替投資信託受益権の取扱廃止時の取扱い

内 容	備 考
第1 発行者による通知 1. 上場廃止の原因となる事実が発生した場合の通知（償還を伴う場合） 発行者は、その発行する振替投資信託受益権に上場廃止の原因となる事実が発生し、かつ振替投資信託受益権の償還（以下単に「償還」という。）に係る決定をした場合には、速やかに（信託終了日の2週間前の日までに）、機構に対しTarget 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。 ① 上場廃止となる振替投資信託受益権の銘柄 ② 上場廃止日 ③ 上場廃止理由 ④ 信託終了日 ⑤ 償還金支払日 ⑥ 償還金の支払に係る手続の日程 ⑦ 一定期間の取扱いの継続を希望する場合には、その旨 添付書類 ① 償還金を支払う旨及び償還金支払に係る日程を決定及び公表したプレスリリース 2. 上場廃止の原因となる事実が発生した場合の通知（償還を伴わない場合） 発行者は、その発行する振替投資信託受益権に上場廃止の原因となる事実（信託の併合が上場廃止の原因となる場合の信託の併合の決定又は決議を除く。）が発生した場合には、速やかに、機構に対し、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。 ① 上場廃止となる振替投資信託受益権の銘柄 ② 上場廃止日 ③ 上場廃止理由 ④ 信託終了日（決定している場合のみ） ⑤ 一定期間の取扱いの継続を希望する場合には、その旨 第2 機構による取扱廃止 機構は、発行者から第1の通知を受けた場合には、金融商品取引所における売買に係る最終売買決済日の翌営業日に、上場廃止された振替投資信託受益権（以下「取扱廃止銘柄」という。）の取扱いを廃止する。ただし、機構が取扱いを継続する必要があると認めるときは、別に機構が定める日まで、その取扱いを継続することができる。	（業12条、277条の6の2、施6条、355条の6の2、355条の6の3） ※ 発行者は、通知の後に償還金支払日に変更されたときは、直ちに、機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知するものとし、機構は、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。 （業12条、施6条） ※ 1. の通知をした場合には、2. の通知は不要。 （業9条、施5条） ※ 機構は、特定の銘柄の振替投資信託受益権について、発行者が次の要件をすべて満たした場合には、業務規程第9条第2項に規定する取扱いを継続する必要があると認めるときに該当するものと

内 容	備 考
第3 償還を伴う取扱廃止手続 1. 機構による償還及び取扱廃止に係る通知 (1) 発行者への取扱廃止に係る通知 機構は、振替投資信託受益権についての取扱いを廃止することとしたときは、速やかに、発行者に対し、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。 ① 取扱廃止銘柄 ② 取扱廃止日 (2) 機構加入者及び間接口座管理機関に対する償還及び取扱廃止に係る事項の通知 振替投資信託受益権について上場廃止及び償還に係る決定がされ、機構が取扱いを廃止することとしたときは、機構は、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。 ① 取扱廃止銘柄 ② 取扱廃止日 ③ 取扱最終日 ④ 受益者確定日（信託終了日） ⑤ 償還金支払日	して、その取扱いを継続するものとする。ただし、この場合における取扱いを継続する日数は、②に規定する日数を上限とする。 ① 金融商品取引所が上場廃止を公表した後、速やかに、信託の終了に伴い償還を行うこと並びに償還金の支払に係る日程を決定及び公表していること ② 償還金の支払日が信託終了日から40日以内であること ※ 上記以外に取扱いを継続する必要があると認められる場合としては、上記1. ⑦又は2. ⑤の通知が行われ、第2章第16節(10)に準じた取扱いが行われる場合が考えられる。 (業10条) ※ 第2章第16節(10)に準じた取扱いにより一定期間の取扱継続を行う場合は、機構が取扱廃止日を決定した後、速やかに通知する。 (業12条、277条の6の2、施6条、355条の6の4) ※ 第2章第16節(10)に準じた取扱いにより一定期間の取扱継続を行う場合は、原則として取扱廃止日の1ヶ月前の日に再度通知する。

内 容	備 考
(3) 機構による総受益者通知日程案内 機構は、受益者確定日（信託終了日）の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び受託会社へ通知する。 a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 b 取扱時間 (a) ファイル伝送 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで (b) 統合Web端末 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会が可能。 c 主な通知事項 ① 取扱廃止銘柄 ② 総受益者通知事由（増減資等の種別） ③ 配分明細区分 ④ 日程案内（総受益者報告対象口数通知日、総受益者報告データ報告日（自/至）、総受益者通知日） ⑤ 受益者確定日（信託終了日） 2. 直接口座管理機関による総受益者報告 直接口座管理機関は、機構からの総受益者通知日程案内に従い、受益者確定日（信託終了日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの取扱廃止銘柄である振替投資信託受益権の口数に係る情報を、受益者確定日の翌営業日及びその翌営業日において「総受益者報告データ」として機構へ通知する。 3. 機構による総受益者通知 機構は、償還に係る受益者確定日（信託終了日）における取扱廃止銘柄の受益者について、受託会社に対し、受益者確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。 4. 振替口座簿の記載又は記録の抹消 (1) 振替口座簿の記載又は記録の全部抹消 機構及び口座管理機関は、償還金支払日の業務開始時（午前9時）に、その備える振替口座簿におけ	(業 283 条の 3) ※ 直接口座管理機関は、機構から総受益者通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。 (業 283 条の 5) ※ 総受益者報告の手続の詳細については、第 10 節「総受益者通知に係る手続」参照。 (業 283 条の 6) ※ 総受益者通知の手続の詳細については、第 10 節「総受益者通知に係る手続」参照。 (277 条の 6 の 4、施 355 条の 6 の 5) ※ 振替口座簿の記載又は記録の抹消手続きについては、第 5 節「抹消手続」5.

内 容	備 考
る取扱廃止銘柄についての全部の記載又は記録を抹消する。 (2) 処理結果の通知 a 発行者への処理結果の通知 機構は、取扱廃止日の午前7時から午後8時までの間に、発行者に対して、統合Web端末からのCSVファイルダウンロードにより、「口座処理結果ファイル（処理明細）」を通知する。 b 機構加入者への処理結果の通知 機構は、取扱廃止日の午前3時から午後8時までの間に、機構加入者に対して、ファイル伝送により、「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」を通知する。 c 受益者名簿管理人への処理結果の通知 機構は、取扱廃止日の午前3時から午後8時までの間に、受益者名簿管理人に対して、ファイル伝送により、「口座処理結果ファイル（処理明細）」を通知する。 第4 償還を伴わない取扱廃止手続 1. 機構による取扱廃止に係る通知 (1) 発行者への取扱廃止に係る通知 機構は、振替投資信託受益権についての取扱いを廃止することとしたときは、速やかに、発行者に対し、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。 ① 取扱廃止銘柄 ② 取扱廃止日 (2) 機構加入者及び間接口座管理機関への通知 機構は、振替投資信託受益権についての取扱いを廃止することとしたときは、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。 ① 取扱廃止銘柄	参照。 ※ 償還金が信託終了日から40日以内に支払われない場合（第1の1.⑦の通知が行われ、第2章第16節（10）に準じた取扱いが行われる場合を除く）には、信託終了日から40日を経過した日に、第4-2.に基づき振替口座簿の記載又は記録の抹消を行う。

内 容	備 考
② 取扱廃止日 ③ 取扱最終日 ④ 受益者確定日 ⑤ その他必要な事項 (3) 機構による総受益者通知日程案内 機構は、受益者確定日（取扱廃止日の前日）の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び受託会社に通知する。 a 通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末（画面照会） b 取扱時間 (a) ファイル伝送 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで (b) 統合W e b 端末 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日の7ヶ月後の日まで、統合W e b 端末による照会は可能。 c 主な通知事項 ① 取扱廃止銘柄 ② 総受益者通知事由（増減資等の種別） ③ 配分明細区分 ④ 日程案内（総受益者報告対象口数通知日、総受益者報告データ報告日（自/至）、総受益者通知日等） ⑤ 全部抹消日 ⑥ 受益者確定日 2. 振替口座簿の記載又は記録の抹消 (1) 振替口座簿の記載又は記録の全部抹消 機構及び口座管理機関は、取扱廃止日の業務開始時（午前9時）に、その備える振替口座簿における取扱廃止銘柄についての全部の記載又は記録を抹消する。 (2) 処理結果の通知	※ 「その他必要な事項」とは、取扱廃止日に取扱いを廃止する銘柄についての振替口座簿の記録はすべて抹消する旨等の事項である。 (業 283 条の 3) ※ 直接口座管理機関は、機構から総受益者通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。 (業 284 条)

内 容	備 考
a 発行者への処理結果の通知 機構は、取扱廃止日の午前7時から午後8時までの間に、発行者に対して、統合Web端末からのCSVファイルダウンロードにより、「口座処理結果ファイル（処理明細）」を通知する。 b 機構加入者への処理結果の通知 機構は、取扱廃止日の午前3時から午後8時までの間に、機構加入者に対して、ファイル伝送により、「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」を通知する。 c 受益者名簿管理人への処理結果の通知 機構は、取扱廃止日の午前3時から午後8時までの間に、受益者名簿管理人に対して、ファイル伝送により、「口座処理結果ファイル（処理明細）」を通知する。 3. 直接口座管理機関による総受益者報告 直接口座管理機関は、機構からの総受益者通知日程案内に従い、受益者確定日（取扱廃止日の前日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの取扱廃止銘柄である振替投資信託受益権の口数に係る情報を、受益者確定日の翌営業日及びその翌営業日において「総受益者報告データ」として機構に通知する。 4. 機構による総受益者通知 機構は、受益者確定日（取扱廃止日の前日）における取扱廃止銘柄の受益者について、受託会社に対し、受益者確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。	（業 283 条の 5） ※ 総受益者報告の手続の詳細については、第 10 節「総受益者通知に係る手続」参照。 （業 283 条の 6） ※ 総受益者通知の手続の詳細については、第 10 節「総受益者通知に係る手続」参照。

以 上

第 14 節 振替投資信託受益権の総口数等の公示

内 容	備 考
1. 公示の時期 機構は、振替投資信託受益権について新規記録を行った場合又は信託の併合により新たな銘柄の振替投資信託受益権について増加の記録をした場合には、発行者からの銘柄情報の通知に基づき、新規記録日又は信託併合効力発生日の翌営業日に、振替投資信託受益権の内容及び総口数を機構ホームページにおいて公示する。 2. 公示の内容 (1) 振替投資信託受益権の銘柄 (2) 投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権の総口数 (3) 受託会社の商号 (4) 委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあつては、委託者の商号（当該委託者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。） (5) 振替投資信託受益権の口数 (6) 委託者非指図型投資信託にあつては、合同して運用する元本の総額及びこれに相当する口数 (7) 信託契約期間 (8) 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所 (9) 受託会社及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期 (10) 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別 (11) 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権については、追加信託をすることができる元本の限度額 (12) 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合においては、当該委託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所 (13) 受託会社が運用に係る権限を委託する場合においては、当該受託会社がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所 (14) (12)及び(13)の場合における委託に係る費用 (15) 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合又は受託会社が運用に係る権限を委託する場合にお	(業 285 条、施 357 条) ※ 新規記録日の翌営業日以降、新規記録を行った銘柄の取扱を廃止するまで公示を行う。

内 容	備 考
るその委託の内容 (16) 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 イ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第 2 号イに規定する公社債投資信託 ロ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第 2 号ロに規定する親投資信託 ハ 前イ及びロに掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの (17) 振替投資信託受益権の総口数 (18) その他機構が定める事項	※ (17)については、総口数に増減があった都度、増減のあった日の翌営業日に更新する。

以上

第 15 節 特例投資信託受益権の移行に係る取扱い

内 容	備 考
1. 移行申請（個別移行方式） 特例投資信託受益権について権利を有する受益者（以下、単に「受益者」という。）が、その有する特例投資信託受益権の移行申請を行う場合には、自らが加入者として口座を開設する口座管理機関に対して、機構への移行申請を委任する。 なお、移行申請の委任を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位の機構加入者に対して移行申請手続を委任する。 2. 口座管理機関による移行申請 （1）個別移行の日程調整 移行申請に際し、口座管理機関は、移行日の前営業日の正午までに機構に対し、受益証券の持込みスケジュール、持込み枚数等について電話にて連絡を行い、機構と個別移行の日程を調整後、「移行申請連絡票」を Target 保振サイトにて提出する。 （2）受益証券の有効性の確認 移行申請を行う口座管理機関は、受益証券が以下に掲げる各項目に該当しないことを確認する。 ① 公示催告の申立て中である受益証券 ② 除権決定がなされた受益証券 ③ 偽造又は変造された受益証券 ④ 汚損又は毀損している受益証券 ⑤ 口数の表示が現在の投資信託受益権の内容と異なる受益証券 （3）機構に対する個別移行申請書等の提出 口座管理機関は、移行日の正午までに、機構に対して、Target 保振サイトにて個別移行申請書及び振替口座簿記録データを提出することにより、移行申請を行う。	（業附 24 条 1 項から 5 項まで） ※ 個別移行の処理フローについては、参考 18 参照。 ※ 受益者は、移行申請を委任した口座管理機関に開設した口座以外の口座を移行先口座として指定することはできない。 ※ 間接口座管理機関が機構に対して直接移行申請を行うことも認めるが、その場合、振替口座簿記録予定日や受益証券の口数等の情報について、上位機関に通知しておく必要がある。 ※ 事務上の制約から、一定数量以上の受益証券の移行申請については、必ずしも希望どおりに移行申請を受け付けることができない場合もある。 ※ 移行申請を行う口座管理機関は、必要に応じて受益証券の発行者に対しても受益証券の有効性の確認を行う。 ※ 移行申請を行う口座管理機関は、マイクロフィルム等により受益証券の記番号を記録する。 （業附 24 条 6 項から 10 項まで、施附 24 条） ※ 移行申請データは機構が Target 保振

内 容	備 考
個別移行申請書の記載項目は次のとおりとする。 ① 申請取扱者コード（移行申請取扱口座管理機関の口座管理機関コード） ② 銘柄コード ③ 銘柄名 ④ 受益証券の券種 ⑤ 受益証券の枚数 ⑥ 特例投資信託受益権の口数 ⑦ 特例投資信託受益権の記録先の機構加入者コード 振替口座簿記録データの記載項目は次のとおりとする。 ① 申請取扱者コード（移行申請取扱口座管理機関の口座管理機関コード） ② 銘柄コード ③ 特例投資信託受益権の口数 ④ 特例投資信託受益権の記録先の機構加入者コード ⑤ 振替口座簿記録日 ⑥ 信託財産表示区分 （４）機構に対する受益証券等の提出 口座管理機関は、移行日の正午までに、機構に対して、提出書類等明細書、受益証券及び振替受入簿データを提出する。 振替受入簿データの記載項目は次のとおりとする。 ① 申請取扱者コード（移行申請取扱口座管理機関の口座管理機関コード） ② 銘柄コード ③ 特例投資信託受益権の券種 ④ 特例投資信託受益権の記録先の機構加入者コード ⑤ 受益者の氏名又は名称及び住所 ⑥ 振替口座簿記録日 ⑦ 受益証券の記番号	サイト上で提供する「特例 CB・特例 ETF 移行申請データ作成ツール」により作成する（Target 保振サイトの「書類ダウンロード」に掲載の「特例新株予約権付社債及び特例投資信託受益権の移行手続」参照。）。 ※ 振替口座簿記録データ及び振替受入簿データの作成方法については「株式等振替システム 参考資料（特例新株予約権付社債の移行申請データの作成方法について）」参照。 ※ 同一銘柄の移行申請に際して、受益者が複数となる場合には、受益者ごとに振替口座簿記録データを作成する。 ※ 口座管理機関の担当者は、受益証券を機構に提出する際、身分証明書を提示する。身分証明書の不携帯の場合には、移行申請を受け付けない。 ※ Target 保振サイトにて個別移行申請書等が提出されていない場合、又は提出された受益証券等に不備がある場合には、機構は移行申請を受け付けない。 ※ 機構は、振替口座簿記録データの内容が正しいことを確認した後に、受益証券等を受領する。

内 容	備 考
3. 振替受入簿への記録 機構は、口座管理機関から受け付けた移行申請の内容を確認の上、移行日に、その申請内容に基づき、振替受入簿への記録を行う。 4. 振替口座簿への記録 機構は、振替口座簿記録データに基づき、移行日の振替処理終了時（午後 3 時 30 分）に、振替口座簿へ増加の記録を行う。 （1）機構が移行先口座を開設している場合の手続 機構は、移行日の振替処理終了時（午後 3 時 30 分）において、機構加入者の自己口への増加の記録を行う。 （2）口座管理機関が移行先口座を開設している場合の処理 a 機構による顧客口への記録 機構は、移行日の振替処理終了時（午後 3 時 30 分）において、機構加入者の顧客口への増加の記録を行う。 b 口座管理機関による移行先口座への記録 口座管理機関は、移行日の振替処理終了時（午後 3 時 30 分）において、移行先口座への増加の記録を行う。間接口座管理機関が移行先口座を開設している場合には、その上位の口座管理機関は、	※ 振替受入簿データは Target 保振サイトにより提出する。 ※ 振替口座簿記録日の日付は、移行日とする。 ※ 提出書類等明細書については、機構ホームページに掲載の書式を参照。 ※ 振替口座簿記録データの読み込み時に、当該データの不備等が判明した場合には、機構は、移行申請を行った口座管理機関に不備内容を連絡し、振替口座簿記録データの再提出を依頼する。 （業附 25 条） （業附 27 条） （施附 25 条）

内 容	備 考
間接口座管理機関の口座の顧客口への増加の記載又は記録を行うとともに、必要事項を間接口座管理機関に通知する。 5. 振替受入簿への記録済通知 機構は、3. において、振替受入簿への記録を行った場合には、受益証券の発行者に対し、無効処理済の受益証券を郵送することで、振替受入簿への記録を行った旨の通知を行う。 6. 振替口座簿への記録済通知 (1) 移行日当日における処理結果の通知 機構は、移行日の午後3時30分以降に、発行者に対し統合Web端末により、機構加入者及び受益者名簿管理人に対し統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続により、「新規記録済通知」を配信することで、振替口座簿へ記録した特例投資信託受益権の口数等の通知を行い、発行者、機構加入者及び受益者名簿管理人は移行内容を確認する。 (2) 機構加入者への処理結果の通知 機構は、移行日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、4. において振替口座簿へ増加記録をした機構加入者に対して、ファイル伝送により、「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」を通知することで、振替口座簿へ記録した特例投資信託受益権の口数等の通知を行い、機構加入者は、当該ファイルにより移行内容の確認を行う。 (3) 受益者名簿管理人への処理結果の通知 機構は、移行日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、受益者名簿管理人に対して、ファイル伝送により、「口座処理結果ファイル（処理明細）」を通知することで、振替口座簿へ記録した特例投資信託受益権の口数等の通知を行い、受益者名簿管理人は、当該ファイルにより移行内容の確認を行う。 7. 移行申請に係る受付制限 機構は、必要があると認める場合には、特例投資信託受益権に係る振替受入簿への記録をすることができ	※ 受益証券の郵送は、4. の振替口座簿記録データの読込完了を確認した上で、原則、移行日に行う。 ※ 発行者は、搬送された無効処理済みの受益証券について、精査を行った上で、受益証券台帳に移行済情報を反映させる。 (業附 27 条、施附 27 条) (業附 26 条)

内 容	備 考
ない日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。 ① 銘柄コード ② 銘柄名 ③ 制限日 ④ その他機構が必要と認める事項 8. 発行者による通知 特例投資信託受益権を発行する発行者は、以下に掲げる事項が生じた場合には、機構に対し Target 保振サイトにより、通知を行う。 ① 特定の特例投資信託受益権について、移行対象となる受益証券が存在しなくなった場合 ② 無効処理済受益証券返還場所に係る情報に変更が生じた場合	

以上

振替投資信託受益権の新規記録に係る処理フロー

参考 1

1. 機構取扱対象株式等の拠出によって新規記録される場合【新規記録の早期化の条件を満たさない場合の処理フロー】

日程	機構加入者 (販売会社)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考
			①1ユニット当たりの株式バスケットの提示			・機構システム外の処理順序及び日程は参考事例である。
	②取得申込		③設定連絡			
S-1 基準価額 適用日	④機構取扱対象株式等の 先日付振替請求	⑤振替請求受付	⑥設定口数等照合 ⑦設定口数等連絡			
S (9:00～ 15:30) 信託設定日	⑩帳表ファイル	⑨機構取扱対象株式等の 口座振替 販売会社→受託会社	⑧信託設定指図	⑩帳表ファイル		・発行者は 10:30 までに新規記録情報通知を行う。 ・機構加入者及び受託会社は、10:30 までに発行口記録情報通知の内容を確認し、その内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。 ・信託財産の一部として、機構取扱対象株式等以外の財産の拠出がある場合には、機構加入者は 13:00 までに拠出を行う。
	⑬発行口記録情報通知	⑫発行口への記録	⑪新規記録情報通知 ⑬発行口記録情報通知	⑬発行口記録情報通知		
	⑯新規記録済通知	⑮新規記録	⑭信託設定済通知 ⑯新規記録済通知	⑭信託設定済通知 ⑯新規記録済通知		
S+1 (3:00～ 20:00)	⑱帳表ファイル	⑰処理結果ファイル作成	⑱口座処理結果ファイル (7:00～20:00)		⑱口座処理結果ファイル	

→ 機構システム 機構システム外

(注) 受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

参考 2

2. 機構取扱対象株式等の拠出によって新規記録される場合【新規記録の早期化の条件を満たす場合の処理フロー】

日程	機構加入者 (販売会社)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考
			①1ユニット当たりの株式バスケットの提示			・機構システム外の処理順序及び日程は参考事例である。
	②取得申込		③設定連絡			
S-1 基準価額 適用日	④機構取扱対象株式等の 先日付振替請求	⑤振替請求受付	⑥設定口数等照合 ⑦設定口数等連絡			
S (9:00～ 12:00) 信託設定日	⑩帳表ファイル ⑬発行口記録情報通知 ⑯新規記録済通知	⑨機構取扱対象株式等の 口座振替 販売会社→受託会社 ⑫発行口への記録 ⑮新規記録	⑧信託設定指図 ⑪新規記録情報通知 ⑬発行口記録情報通知 ⑯新規記録済通知	⑩帳表ファイル ⑬発行口記録情報通知 ⑭信託設定済通知 ⑯新規記録済通知		・発行者は 10:30 までに新規記録情報通知を行う。 ・機構加入者及び受託会社は、10:30 までに発行口記録情報通知の内容を確認し、その内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。 ・発行者は、10:00 までに機構加入者から設定資産である金銭の着金確認ができたものに限り、11:00 までに受託会社に対して「設定連絡表」を送付する。 ・受託会社は、10:30 までに機構加入者から設定資産である機構取扱対象株式等の振替確認ができたもので、かつ、11:00 までに発行者から「設定連絡表」を受領したものに限り、12:00(正午)までに「信託設定済通知」を送信する。
S+1 (3:00～ 20:00)	⑮帳表ファイル	⑰処理結果ファイル作成	⑮口座処理結果ファイル (7:00～20:00)		⑮口座処理結果ファイル	

→ 機構システム 機構システム外

(注) 受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

参考 3

3. 機構取扱対象株式等の拠出によって新規記録される場合【JSCCが債務引受けを行う場合の処理フロー】

日程	機構加入者(販売会社) (現物清算参加者)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	JSCC	発行者(委託者) (ETF特別清算参加者)	受託会社(注) (登録ETF信託銀行)	受益者名簿管理人	備考
～ S-2 申込日・ 基準価額 確定日			JSCC が指定するプラットフォーム上の ETF の設定手続き				・JSCC が指定するプラットフォーム上の ETF の設定手続きについてはプラットフォ ーム運営者が定める ETF 設定・交換プラ ットフォーム事務処理要領参照。
S-1 (3:00～ 20:00) (9:00～ 15:30)		②振替請求受付 ④発行口への記録 (JSCC(設定用口座))	①ETF・機構取扱対象株式等 の振替請求(市場取引) ③新規記録情報通知 ⑤発行口記録情報通知	⑤発行口記録情報通知	⑤発行口記録情報通知		・本フローでは以下のケースを対象として いる。 ✓ 信託財産として、機構取扱対象株 式等と機構取扱対象株式等以外の 財産(金銭)の拠出がある ・実際の決済では、機構加入者と JSCC 間の授受は、JSCC における他の取引と のネットティングにより受方・渡方が決まる ことになる。 ・ETF の設定・交換に係る JSCC の清算 については、JSCC の「株式等のDVP決 済事務処理要領」及び「ETF設定・交換 決済事務処理要領(ETF特別清算参加 者・登録信託銀行向け)」参照。 ・③の通知の「新規記録をすべき口座に 係る機構加入者コード」には、JSCC の指 定する口座(JSCC(設定用口座))を設定 する。 ・受託会社は⑤の通知の内容を確認し、 その内容に相違がある場合には、速や かに発行者に対して連絡を行う。

参考 4

4. 機構取扱対象株式等以外の財産の拠出によって新規記録される場合【新規記録の早期化の条件を満たさない場合の処理フロー】

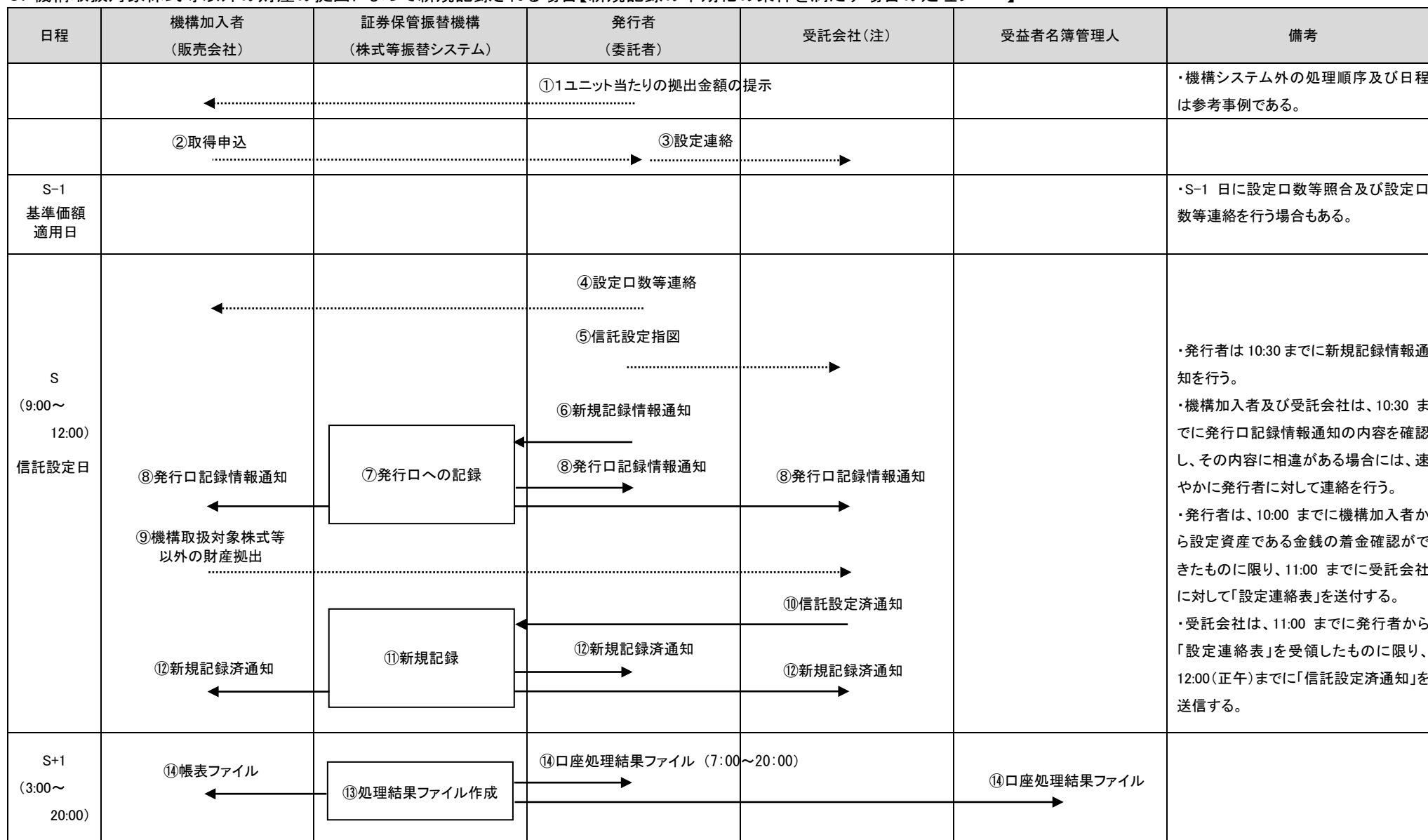
日程	機構加入者 (販売会社)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考
			①1ユニット当たりの拠出金額の提示			・機構システム外の処理順序及び日程は参考事例である。
	②取得申込		③設定連絡			
S-1 基準価額 適用日						・S-1 日に設定口数等照合及び設定口数等連絡を行う場合もある。
S (9:00～ 15:30) 信託設定日	⑧発行口記録情報通知 ⑨機構取扱対象株式等 以外の財産拠出 ⑫新規記録済通知	⑦発行口への記録 ⑪新規記録	④設定口数等連絡 ⑤信託設定指図 ⑥新規記録情報通知 ⑧発行口記録情報通知 ⑧発行口記録情報通知 ⑫新規記録済通知	⑧発行口記録情報通知 ⑩信託設定済通知 ⑫新規記録済通知		・発行者は 10:30 までに新規記録情報通知を行う。 ・機構加入者及び受託会社は、10:30 までに発行口記録情報通知の内容を確認し、その内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。 ・機構加入者は 13:00 までに機構取扱対象株式等以外の財産の拠出を行う。
S+1 (3:00～ 20:00)	⑭帳表ファイル	⑬処理結果ファイル作成	⑭口座処理結果ファイル (7:00～20:00)		⑭口座処理結果ファイル	

→ 機構システム 機構システム外

(注) 受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

参考5

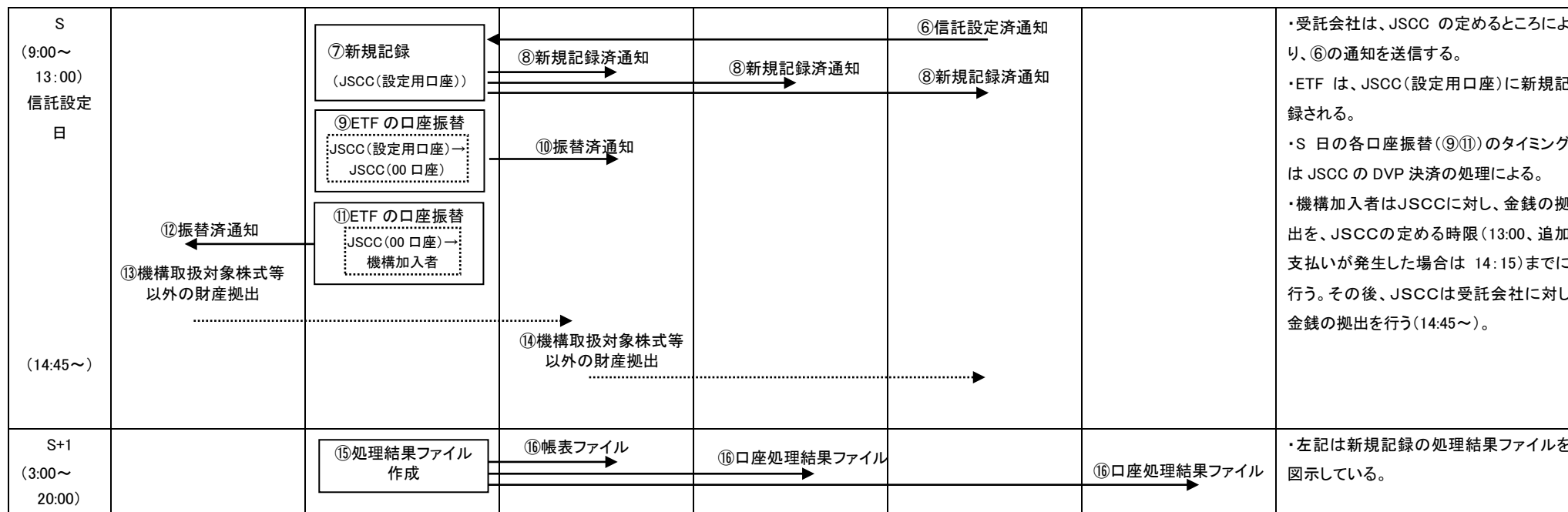
5. 機構取扱対象株式等以外の財産の拠出によって新規記録される場合【新規記録の早期化の条件を満たす場合の処理フロー】



(注) 受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

6. 機構取扱対象株式等以外の財産の拠出によって新規記録される場合【JSCCが債務引受けを行う場合の処理フロー】

日程	機構加入者(販売会社) (現物清算参加者)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	JSCC	発行者(委託者) (ETF特別清算参加者)	受託会社(注) (登録ETF信託銀行)	受益者名簿管理人	備考
～ S-2 申込日			JSCC が指定するプラットフォーム上の ETF の設定手続き				・JSCC が指定するプラットフォーム上の ETF の設定手続きについてはプラットフォーム運営者が定める ETF 設定・交換プラットフォーム事務処理要領参照。
S-1 基準価額 確定日 (3:00～ 20:00) (9:00～ 15:30)		②振替請求受付 ④発行口への記録 (JSCC(設定用口座))	①ETF の振替請求 (市場取引) ⑤発行口記録情報通知	③新規記録情報通知 ⑤発行口記録情報通知	⑤発行口記録情報通知		・本フローでは以下のケースを対象としている。 ✓ 信託財産として、機構取扱対象株式等以外の財産(金銭)のみが拠出される ・実際の決済では、機構加入者と JSCC 間の授受は、JSCC における他の取引とのネットティングにより受方・渡方が決まることになる。 ・ETF の設定・交換に係る JSCC の清算については、JSCC の「株式等のDVP決済事務処理要領」及び「ETF設定・交換決済事務処理要領(ETF特別清算参加者・登録信託銀行向け)」参照。 ・③の通知の「新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード」には、JSCC の指定する口座(JSCC(設定用口座))を設定する。 ・受託会社は、⑤の通知の内容を確認し、その内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。



 機構システム
  機構システム外

(注) 受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

1. 交換時抹消（機構取扱対象株式等と交換される場合）

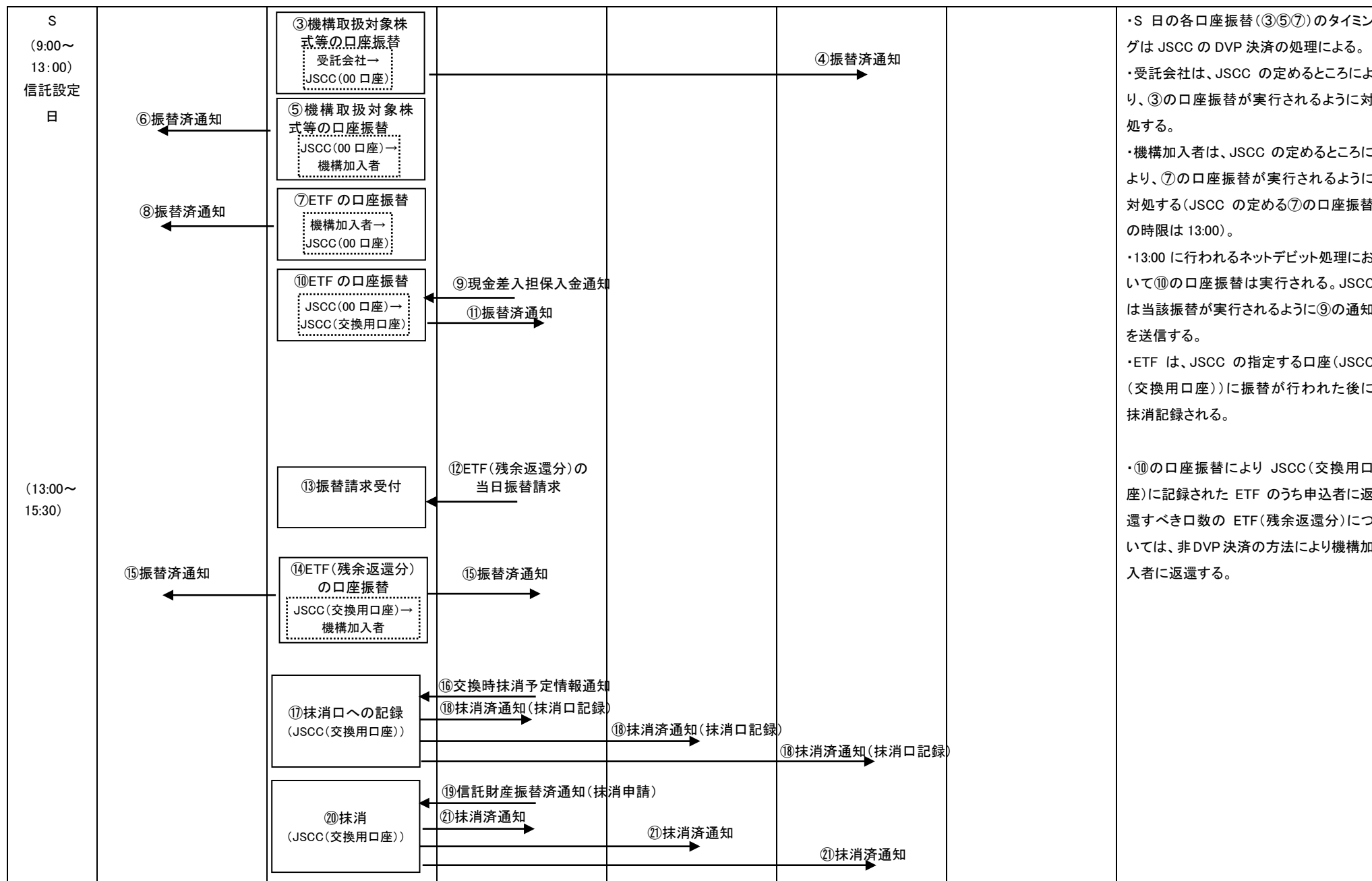
日程	機構加入者 (販売会社)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考
			①交換口数・交換株式の提示			・機構システム外の処理順序及び日程は参考事例である。
	②交換申込		③交換連絡			
T 基準価額 適用日			④交換口数・交換株式等照合 ⑤交換口数・交換株式等連絡			
S-2(T+1) 信託一部 解約日			⑥信託一部解約指図			
S-1(T+2) (9:00～ 14:30)	⑦交換時抹消予定情報通知 ⑨抹消済通知 (抹消口記録)	⑧抹消口への記録 ⑪振替請求受付	⑨抹消済通知 (抹消口記録)	⑨抹消済通知 (抹消口記録) ⑩機構取扱対象株式等の 先日付振替請求		以下の処理はすべて 14:30 までに行う必要がある。 ・交換時抹消予定情報通知の通知。 ・抹消済通知(抹消口記録)の確認。 ・抹消済通知(抹消口記録)の内容に相違があった場合の発行者及び受託会社から機構加入者に対する連絡。 ・交換時抹消予定情報通知の取り消し及び再通知。
S(T+3) (3:00～ 20:00) (9:00～ 15:30)	⑬帳表ファイル ⑭信託財産振替済通知 (抹消申請) ⑯抹消済通知	⑫機構取扱対象株式等の 口座振替 販売会社←受託会社 ⑮抹消	⑯抹消済通知	⑬帳表ファイル ⑯抹消済通知		
S+1(T+4) (3:00～ 20:00)	⑰帳表ファイル	⑰処理結果ファイル作成	⑰口座処理結果ファイル (7:00～20:00)		⑰口座処理結果ファイル	

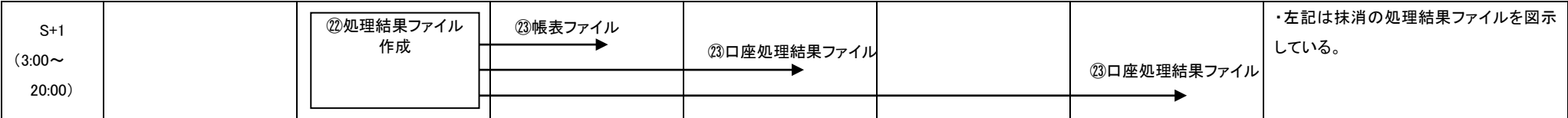
→ 機構システム 機構システム外

(注) 受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

2. 交換時抹消（機構取扱対象株式等と交換される場合）【JSCCが債務引受けを行う場合の処理フロー】

日程	機構加入者（販売会社） （現物清算参加者）	証券保管振替機構 （株式等振替システム）	JSCC	発行者（委託者） （ETF特別清算参加者）	受託会社（注） （登録ETF信託銀行）	受益者名簿管理人	備考
～ S-2 申込日 基準価額 確定日			JSCC が指定するプラットフォーム上の ETF の交換手続き				・JSCC が指定するプラットフォーム上の ETF の交換手続きについてはプラットフォ ーム運営者が定める ETF 設定・交換プラ ットフォーム事務処理要領参照。
S-1 (3:00～ 20:00)		②振替請求受付	①ETF・機構取扱対象株 式等の振替請求 (市場取引)				・本フローでは以下のケースを対象として いる。 ✓ ETF がその信託財産である機構取 扱対象株式等と交換される ・実際の決済では、機構加入者と JSCC 間の授受は、JSCC における他の取引と のネットティングにより受方・渡方が決まる ことになる。 ・ETF の設定・交換に係る JSCC の清算 については、JSCC の「株式等のDVP決 済事務処理要領」、「ETF設定・交換決済 事務処理要領（ETF特別清算参加者・登 録信託銀行向け）」及び「非 DVP 決済に 係る事務処理要領」参照。





————▶ 機構システム ▶ 機構システム外

(注) 受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

参考 9

3. 交換時抹消(機構取扱対象株式等以外の財産と交換される場合)

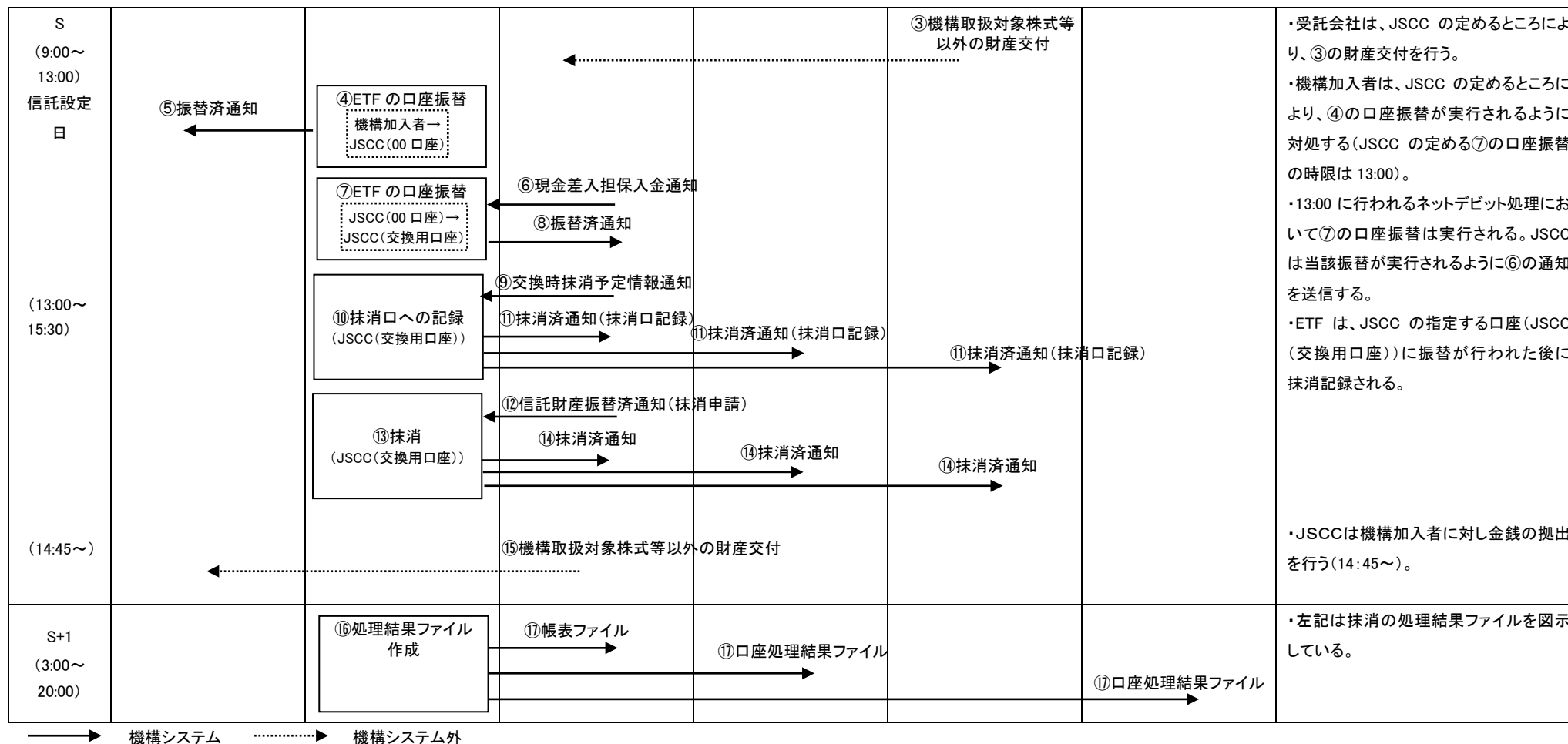
日程	機構加入者 (販売会社)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考
			①交換口数・交換金額の提示			・機構システム外の処理順序及び日程は参考事例である。
	②交換申込		③交換連絡			
T 基準価額 適用日						・S-1 日に交換口数・交換金額等照合及び交換口数・交換金額等連絡を行う場合もある。
S-2(T+1) 信託一部 解約日			④交換口数・交換金額等連絡 ⑤信託一部解約指図			
S-1(T+2) (9:00～ 14:30)	⑥交換時抹消予定情報通知 ⑧抹消済通知 (抹消口記録)	⑦抹消口への記録	⑧抹消済通知 (抹消口記録)	⑧抹消済通知 (抹消口記録)		以下の処理はすべて 14:30 までに行う必要がある。 ・交換時抹消予定情報通知の通知。 ・抹消済通知(抹消口記録)の確認。 ・抹消済通知(抹消口記録)の内容に相違があった場合の発行者及び受託会社から機構加入者に対する連絡。 ・交換時抹消予定情報通知の取り消し及び再通知。
S(T+3) (9:00～ 15:30)	⑩信託財産振替済通知 (抹消申請) ⑫抹消済通知	⑪抹消	⑫抹消済通知	⑨機構取扱対象株式等以外の財産交付 ⑫抹消済通知		・受託会社は 13:00 までに機構取扱対象株式等以外の財産を交付する。
S+1(T+4) (3:00～ 20:00)	⑭帳表ファイル	⑬処理結果ファイル作成	⑭口座処理結果ファイル (7:00～20:00)		⑭口座処理結果ファイル	

→ 機構システム 機構システム外

(注) 受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

4. 交換時抹消（機構取扱対象株式等以外の財産と交換される場合）【JSCCが債務引受けを行う場合の処理フロー】

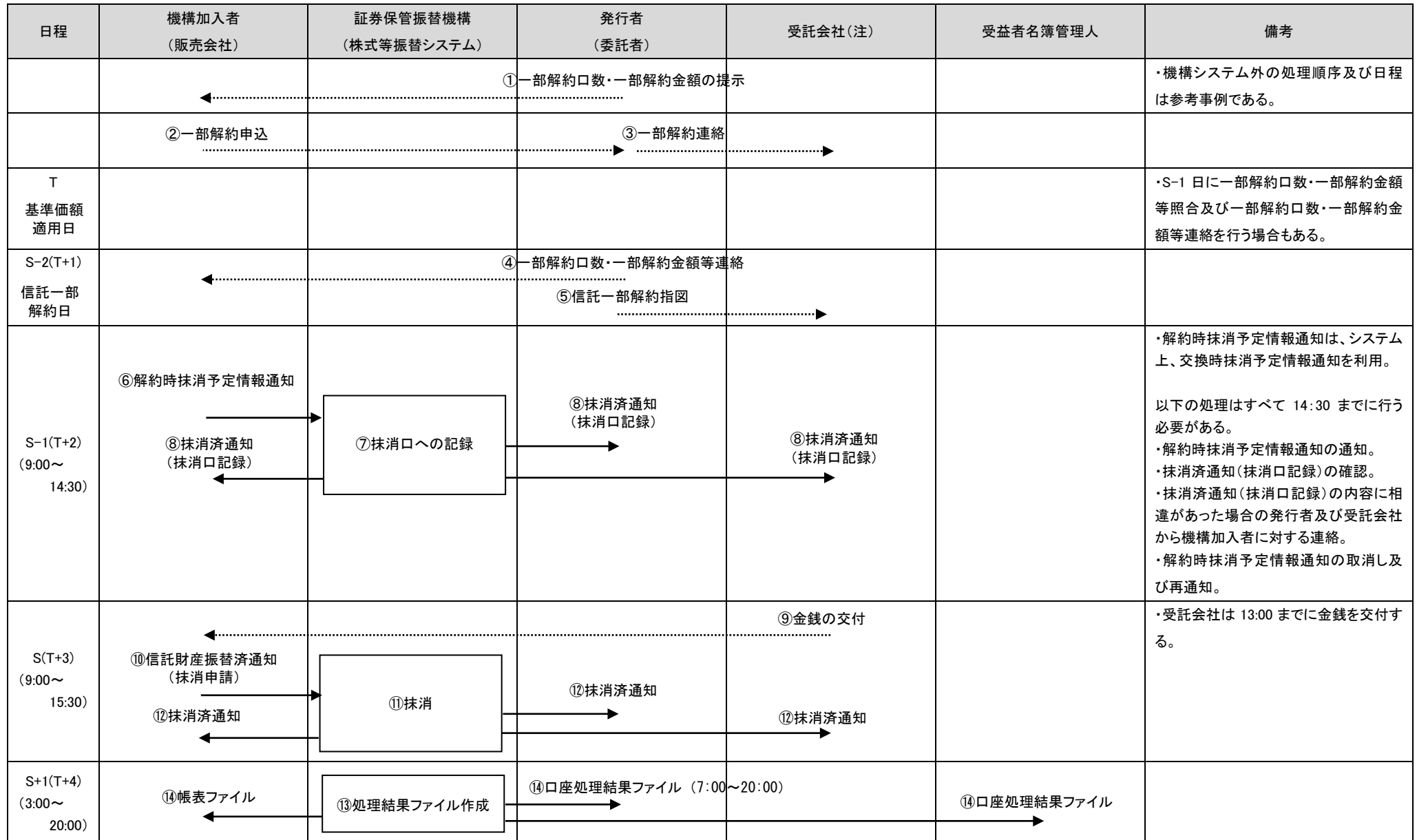
日程	機構加入者（販売会社） （現物清算参加者）	証券保管振替機構 （株式等振替システム）	JSCC	発行者（委託者） （ETF特別清算参加者）	受託会社（注） （登録ETF信託銀行）	受益者名簿管理人	備考
～ S-2 申込日		JSCC が指定するプラットフォーム上の ETF の交換手続き					・JSCC が指定するプラットフォーム上の ETF の交換手続きについてはプラットフォーム運営者が定める ETF 設定・交換プラットフォーム事務処理要領参照。
S-1 基準価額 確定日		②振替請求受付	①ETF の振替請求 （市場取引）				・本フローでは以下のケースを対象としている。 ✓ ETF がその信託財産である機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）と交換される ・実際の決済では、機構加入者と JSCC 間の授受は、JSCC における他の取引とのネットティングにより受方・渡方が決まることになる。 ・ETF の設定・交換に係る JSCC の清算については、JSCC の「株式等のDVP決済事務処理要領」及び「ETF設定・交換決済事務処理要領（ETF特別清算参加者・登録信託銀行向け）」参照。



振替投資信託受益権の解約時抹消に係る処理フロー

参考 1 1

解約時抹消



(注) 受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

振替投資信託受益権（E T F）に係る新規記録の早期化の条件等

1. 新規記録の早期化の対象

下表の条件を満たしたものに限り、新規記録の早期化の対象とする。なお、いずれかの条件を満たさなかった場合には、新規記録の早期化の対象とはせず、オンライン終了時限の午後3時30分までに新規記録を行う。

設定形態	設定資産である振替株式等		設定資産である金銭	
金銭設定型E T F (投信法8条又は投信法施行令12条1号に該当するE T F)	—		午前10時00分までに発行者の設定用口座に着金しているもの	※1 設定形態にかかわらず、同一日に一の発行者に係る複数銘柄の設定がある場合、銘柄ごとではなく、機構加入者（販売会社）ごとにすべての金銭の着金が必要
現物設定型E T F (投信法施行令12条2号に該当するE T F)	午前10時30分までに受託会社への振替が完了しているもの	※2 同一日に複数銘柄の設定がある場合、銘柄ごとではなく、機構加入者（販売会社）ごとにすべての振替株式等の振替が必要		

- 発行者は、午前10時00分までに設定資産である金銭の着金確認ができたものに限り、午前11時00分までに受託会社に「設定連絡表」を送付する。
- 受託会社は、金銭設定型E T Fについて、午前11時00分までに発行者から「設定連絡表」を受領したものに限り、午前12時00分（正午）までに「信託設定済通知」を送信する。
- 受託会社は、現物設定型E T Fについて、午前10時30分までに設定資産である振替株式等の振替の確認ができたもので、かつ、午前11時00分までに発行者から「設定連絡表」を受領したものに限り、午前12時00分（正午）までに「信託設定済通知」を送信する。
- 一の機構加入者（販売会社）について、同一日に、金銭設定型E T Fと現物設定型E T Fの設定がある場合には、現物設定型E T Fの設定資産である振替株式等について、午前10時30分までに受託会社への振替が完了していないときであっても、受託会社が、午前11時00分までに発行者から「設定連絡表」を受領しているときは、金銭設定型E T Fについて新規記録の早期化の対象とする。

2. 新規記録時間

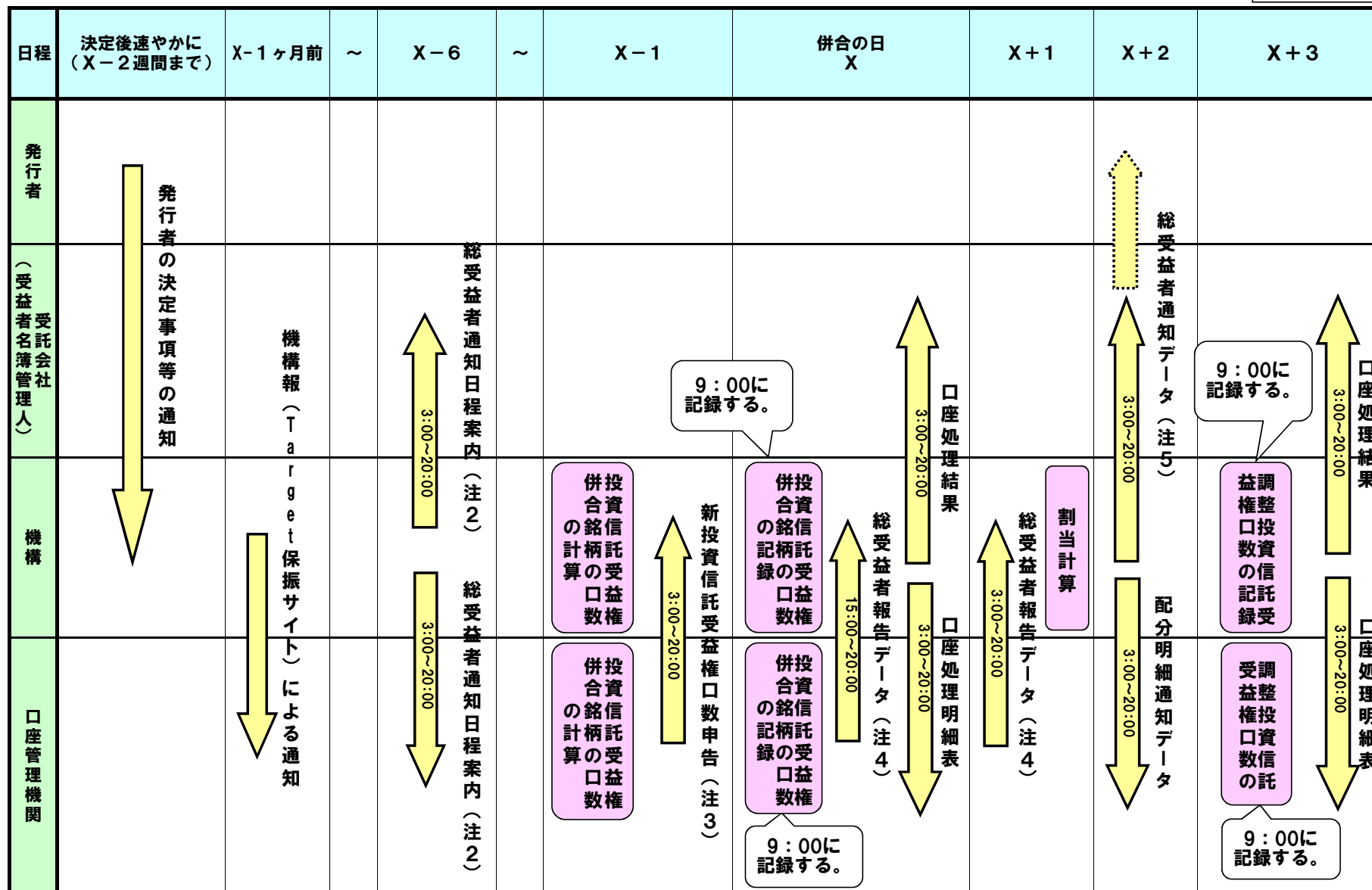
午前12時00分（正午）までに新規記録を行う。

3. 設定資産である金銭の受領口座

発行者の要請に応じて、受託会社は「E T F用の口座」と「一般投信（非上場投信）用の口座」を分けて開設する。
株式会社証券保管振替機構 株式等振替制度に係る業務処理要領(7.5版)

振替投資信託受益権の併合（又は分割）に係る処理フロー（注１）

参考13



信託の併合に係る処理フロー(1/4)

参考14



(1) 消滅投信・新設投信の双方が株式等振替制度の取扱い投信(ETF)である併合

⇒ 会社の吸収合併に準じた処理 (投資信託の併合は会社の新設合併に相当する形式で行われるが、新規記録の時間を9:00とするため、システム処理は会社の吸収合併の機能を利用する)

ETF	⇒	ETF
(消滅)		(新設)

日程	消滅投信	新設投信	機構	口座管理機関	備考
決定後速やかに (X-2週間まで)	発行者の決定事項等の通知				
X-1ヶ月			機構による通知		
X-6日	総受益者通知日程案内(3:00~20:00)				
X-1日 受益者確定日			新設投信の口数の計算	新設投信の口数の計算	
			新受益権口数申告(3:00~20:00)		
併合効力発生日 X			新設投信の口数の記録	新設投信の口数の記録	記録及び抹消は9:00に行われる。
			消滅投信の抹消	消滅投信の抹消	
	口座処理結果(3:00~20:00)		口座処理明細表(3:00~20:00)		
	総受益者報告データ(15:00~20:00)〔振替法第121条の3第6項の通知〕				
X+1日			総受益者報告データ(3:00~20:00)〔振替法第121条の3第6項の通知〕		
			割当計算		
X+2日	総受益者通知(3:00~20:00)〔振替法第121条の3第6項の通知〕		配分明細通知データ(3:00~20:00)		
X+3日			口座処理結果(3:00~20:00)	口座処理明細表(3:00~20:00)	調整口数の記録は9:00に行われる。
			調整口数の記録	調整口数の記録	

株式会社証券保管振替機構

株式等振替制度に係る業務処理要領(7.5版)

信託の併合に係る処理フロー(2/4)

参考15



(2) 非振替投信が消滅し、株式等振替制度取扱い投信(ETF)が新設される併合

① 消滅する投信が記名受益権の場合 ⇒ 株式の新規記録に準じた処理

非 (消滅)	⇒	ETF (新設)
-----------	---	-------------

日程1	消滅投信	新設投信	機構	口座管理機関	消滅投信の受益者	備考
決定後速やかに (X-1ヶ月の 2週間前まで)		発行者の決定事項等の通知				
X-1ヶ月			機構による通知			新設投信の発行者が 制度参加していない 場合、同意書の提出 が必要
振替法第121条で準用する同法第69条の2第1項の通知						
~				口座通知の 取次ぎ請求		口座通知 取次ぎ 受付期間
X-7日			口座通知データ【受付最終日】(3:00~20:00)			
X-6日		口座通知情報データ【最終日】(3:00~14:00)	口座通知データ受付通知			事実上の口座 通知取次ぎ 受付停止期間
	口座通知情報確認結果(3:00~14:00)	口座通知情報確認結果データ(17:00~20:00)				
X-4日		訂正後の口座通知データ【最終日】				
X-3日		訂正後の口座通知情報データ【最終日】				
X-2日		新規記録通知データ(3:00~20:00)				
		入力処理内容通知(上記データ受信後直ちに)				
X-1日			新規記録通知情報データ(3:00~20:00)			
併合効力発生日 X			新規記録処理結果(3:00~20:00)			
			増加の記録	増加の記録		増加の記録は9:00に行 われる

実務上は新設
投信の受益者
名簿管理人が
当該データの
授受を行う。

信託の併合に係る処理フロー(3/4)

参考16



(2) 非振替投信が消滅し、株式等振替制度取扱い投信(ETF)が新設される併合

② 消滅する投信が無記名受益権の場合 ⇒ 受益証券の提出を受け、都度新規記録

非 (消滅)	⇒	ETF (新設)
-----------	---	-------------

日程	消滅投信	新設投信	機構	口座管理機関	消滅投信の受益者	備考
決定後速やかに (X-2週間まで)		発行者の決定事項等の通知				新設投信の発行者が制度参加していない場合、同意書の提出が必要
X-1ヶ月			機構による通知			
併合効力発生日 X 以降～			受益証券の持参、口座情報伝達			消滅投信の 受益証券が 提出され次第 都度対応
新設投信の発行 者の処理日程に より変動		口座情報、割当口数通知				
新設投信の発行 者の処理日程に より変動		新規記録情報通知(9:00～15:30)	発行口への記録			
		発行口記録情報通知(9:00～15:30)				
		信託設定済通知(9:00～15:30)	増加の記録			
		新規記録済通知(9:00～15:30)				
上記1営業日後		口座処理結果ファイル(7:00～20:00)	帳票ファイル(3:00～20:00)			

信託の併合に係る処理フロー(4/4)

参考17



(3) 株式等振替制度取扱い投信(ETF)が消滅し、非振替投信が新設される併合
⇒ 消滅投信の全部抹消処理

ETF (消滅)	⇒	非 (新設)
-------------	---	-----------

日程	消滅投信	新設投信	機構	口座管理機関	備考
決定後速やかに (X-2週間まで)	発行者の決定事項等の通知(振替法第121条の4第1項の通知)				
X-1ヶ月			機構による通知		
X-12日		取扱廃止事前通知(3:00~20:00)			
X-6日		総受益者通知日程案内(3:00~20:00)			
X-1日 受益者確定日					
併合効力発生日 X			記録の全部の抹消 消滅投信の取扱廃止	記録の全部の抹消	記録の抹消は9:00に行われる。
	口座処理結果(3:00~20:00)		口座処理明細表(3:00~20:00)		
			総受益者報告データ(15:00~20:00)		
X+1日			総受益者報告データ(3:00~20:00)		新設投信に係る受益証券を受益者に交付する必要があることから実施する。
X+2日		総受益者通知(3:00~20:00)			

特例投資信託受益権の個別移行に係る処理フロー

